

本日の会議に付した事件

第2回山元町議会定例会（第2日目）

平成23年 6月14日（火）午前10時

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（佐藤晋也君）ただいまから、平成23年第2回山元町議会定例会第2日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

11番齋藤克夫君から今会期中の会議を欠席する旨の申し出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（佐藤晋也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定により、14番齋藤慶治君、15番森 茂喜君を指名します。

議 長（佐藤晋也君）これから議長諸報告を行います。

1．委員会発議案の受理。議会運営委員会委員長から議案2件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

2．町送付等の議案の受理。当局から議案2件が追加送付されこれを受理したのでその写しを配布しております。

3．一般質問の通告書の受理。齋藤克夫君ほか7人の議員から一般質問の通告を受理したのでその一覧表を配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長（佐藤晋也君）日程第2．これから一般質問を行います。一般質問の発言は山元町議会先例93番により、質問時間は40分以内とし、同先例95番により通告順に発言を許します。なお、質問、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

11番齋藤克夫君が欠席しておりますので、山元町議会先例101番により質問の通告が失効しました。

10番、佐山富崇君の質問を許します。佐山富崇君登壇願います。

10番（佐山富崇君）はい。平成23年第2回定例会におきまして、3件につきまして一般質問させていただきます。

第1点目は、本町の人口の推移をどのように考えているかということでございます。

2点目は、小中学校の教育につきましてお尋ねをいたします。

3点目につきましては、先日の臨時会におきまして緊急質問をいたしました。その時の答弁もれ。あるいは、調査をするというお答えがありましたので、再度質問をするものであります。

それでは1件目から質問をいたすものであります。本町の人口は大震災の前から若干ながら減ってきておりました。17,000を割り16,000人の状況でありました。少子高齢化あるいは日本全国を見るときおりの人口減少というのもありまして、相当苦慮していたのではないかと考えております。人口が右肩下がりというのは、本町の町政するうえで非常に難しいものだと思います。水道、下水道をはじめとするいろいろな物事につきまして苦慮するところだとそういう考えもありますので、債務についても人口がだんだん減る中で債務はなかなか減らないのであれば、非常に町政運営も苦慮するものだと考えておるところでございます。そういう状況のもとに大震災であります。そういうような状況で、大震災の長期計画、復興計画ということがまずは優先させるということはもちろんでございますが、復興計画を作成するということになっておりますが、それで第1件の第1は震災の復興計画で本町の人口をどのように想定して復興計画を立てるのか。そういうことであります。なんぼの人口を思って復興計画を立てるのか。

第2件目は、その想定基準は何なのかということであります。

3件目は人口のキーワードを何と考えるか。どのように考えるかということであります。以上が1件目の質問でございます。

2件目は、本町の小中学校の教育、特に震災後の小中学校の教育についてお伺いをいたすものであります。これは教育長に質問するところでございますが、町長にもお答えをいただきたいものであります。と言いますのは、本町の森 憲一教育長、震災後大変対策本部に入られまして一所懸命頑張っておられたというのは私も目の当たりにしております。それは大変結構なことだとは思っておりました。しかしながら、1か月を過ぎ、2か月を過ぎ、そして3か月を過ぎました。現在教育長どういう立場で、教育長のお仕事なさっているのかわかりませんが、3月いっぱい、あるいは1か月くらいは対策本部で陣頭指揮を執られる、あるいは町長を補佐するということは、収入役もなくなり副町長1人で補佐するのは大変なのかなと。あるいは総務課長が休まれておるという状況下で当然なのかなということがありますが、1か月を過ぎた時点からは本来の教育行政のトップとして頑張っておほしかったと。対策本部の方はそれぞれ各課長なり副町長に町長の補佐を任せてもらって、教育行政に専念しておほしかったというのが私の考えていたところでございます。しかしながら、2か月经った時点では町長と副町長は個室に入られて、教育長が職員と一緒にあの場において対策本部におられた。対策本部の先頭に立っておられたという状況が見えた時私は愕然といたしました。確かに対策本部重要であります。そちらの方は町長と副町長に陣頭指揮を執ってもらって、もちろん個室に入らずにですよ。教育長は教育行政に頑張っておほしかった。特にこういう状況下で大震災の災害で子供たちは余りにも可哀そうな状況におかれている。私は本当に残念に思っております。特に中浜小学校、山下第二小学校は、坂元小学校あるいは山下小学校に校舎を間借りして勉強している。さらには遅くに始業した。新年度の。そういう状況下でもっ

と教育行政のトップとして、子供たちの先生たちの所へ、そして子供たちが安心して学習に励めるような、そういう環境づくりに没頭してほしかったというのが私の考えでございます。そういう中で対策本部の方に力が入っていたということは、教育長にもお伺いいたしますが、まずは町長にお伺いいたします。もっと教育長は教育行政に力を入れて携わってほしかった。もちろん今はそうなっているんだろうと思いますが、私としてはこういう状況下で、それでなくても田舎の子供は学力が劣っていると言われている状況であります。こういう大震災を受け、津波を受け、心に大きな痛手を受けた子供たちに決して他の子供たちに大きな震災を受けていない子供たちに引けを取らないような学力をもってもらいたいし、心を豊かな人間に育ててほしいというのが、私ども町民全体の願いであります。そしてまた子供たちが明るくなれば、心豊かな人間に育つのであれば山元町の将来は明るいのではないかと、私は考えております。そういう意味から第1点の震災後の生徒たちへの教育はどのように捉えているのかということであります。

2点目は、生徒数の減少をどのように考えているのかということであります。

それから先ほど言いました知育、学力の面で心配されることはないんですか。その辺はどのように捉えて取り組んでいかれるのかという事をお尋ねいたします。

4点目は体育の面ということにいたしました。やむを得ない事だと思っておりますが、避難所が体育館になっておりますし、あるいは校庭も原発の放射能の心配もあってなるべく外で遊ばせないように、あるいは校庭の土が汚染されている、あるいはプールの水が汚染されていると言われております。そういう意味で子供たちの体育面がおろそかになっているのではないかと。特にスポ少なんかは、本町内の小中学校の体育施設が利用できないので、他町に行ったりして運動、スポーツをやっているようであります。その辺のところをどのように考えているのか。今後どのように考えているのかを4点目としてお伺いいたします。

それから5点目は生徒の心身の発達をどのように捉えて、どのようにケアしていくのか、これが一番大きな課題かとは思いますがこの件につきましてお伺いをしたいということでもあります。この件につきましても、教育長および町長にご回答をいただきたくお願いいたします。

3件目に入ります。3件目につきましては、先ほど申し上げましたとおり臨時会での緊急質問での答弁もれ、あるいは調査いたしますという件に重点を置きまして、再質問するものであります。

1点目は山下駅までの電車の復旧はどうなんだということでもあります。議会といたしましては、議会一丸となって山下駅までの復旧はまずもってやってほしい。そういう運動を起こしてほしいと。町長、私たち議会と同じ気持ちになってほしいということをお願いしてきてきたところであります。しかし、副町長なり町長と個人的にと言いますか、お会いした時には、いや私は上に持って行きたい、あるいは新聞等に発言なきっているのは、私は鉄道を上に持っていきたいんだという声ばかり聞こえてきております。この辺が私は大変心配をいたしまして、そういうお考えがあるのかもしれませんが、それはなかなか時間がかかるので、まずは現路線といいますか山下駅までは早く電車を連れてきてほしいということは申し上げてきました。そしてまた、亘理の齋藤邦夫町長さんとよ

く話し合っしてほしいと。亘理町さんでは、浜吉田駅をどうするんですかと。その辺のところを話し合っしてほしい。私は何度も申し上げてきたところであります。ところが、常磐北部運行改善期成同盟会の会議では亘理町長さんは臨時会があつて欠席をされた。それで亘理町に全部ご報告をされたという話を賜りました。しかし、よくよく聞いてみれば、課長から課長にご報告をしたという話であります。その様なことでは駄目ですよということを私は申し上げてきました。指摘申し上げてきました。町長さん自ら亘理町とこれは議会が今一丸となって山下駅まではまず電車持ってきましょうや、そういう運動しましょうやということを書いてきました。それにも関わらず、そういう様な動きを町長はしていないのではないかということの不審に思っているところがございます。その辺につきましては、先日の6月8日の河北新聞に載っていたのは、JR常磐線復旧、浜吉田駅までは早期に、亘理の住民、町に署名提出とあります。その中に隣の山元町の住民からも集めた署名を齋藤町長に手渡したとありますね。山元町の住民も現在の浜吉田駅を望んでいるわけですよ。これを見ますと。その辺のところありますし、また常磐線復旧を巡っては、駅舎が流された坂元、新地両駅を内陸側に移設するよう沿線の山元町や新地町にJRは要望しているとある。この辺ですよ。町長。あのね、あの時私申し上げたのは、まず山下駅ですよ。そこまではまず持ってきましょうやと。しかも、内陸に上げるのはその後考えればいい。まずは山下駅までは現路線で持ってきましょうと強く申し上げています。また、山元町と新地町、JRに要望している。確かに坂元駅、新地駅は流されているのは事実であります。私は、現路線を新地町も同じに持ってきなさいと言ったことはない。まずは山下駅ですよと申し上げたわけですし、それで議会も誰一人反対していない。全員がそうしようという話になっている。現に亘理町の意向としては現路線を浜吉田駅、山下駅を目標にしていると私は聞いております。仄聞しております。誰からとは言いがたいところはありますが、仄聞しているところでは、現浜吉田駅を。町長が、ですから、新地町長とは会ったけども、亘理の齋藤町長とは会っていない。あなたの思惑は上げたいという思惑はありありではないか。その辺私は大変心配している。非常に心配している。町民も心配している。町長さん、何考えているんだべねと。この間も申し上げましたが、山下のある住民の方は私は既得権益の損害だから訴訟を起こします。そこまで言っております。佐山さん、しっかりしてくださいねと。訴訟を起こしますからねと。嘘でないですよ。誰だれさんと言ってもいいですが、個人名ははばかれますから。間違いなくそう言っております。そういう意味で議会も何度も口を酸っぱくなりますが、何度も誰一人反対することなく、山下駅まではまず持ってきなさいよと。誰一人反対することなく。議会全員が一人も反対なく。それに町長は考えを合致しないとどういうことですか。私はこれには大いに不満を持っております。それがまず1点。

それから、先日の臨時会では調べます、調査しますとあつたのは、対策本部長、副町長が個室に入室した津波で被災した本部長なり副本部長がどこどこか教えてください。早速調査いたしますというご答弁いただきました。その結果をお願いしますというのが2件目でございます。

それから3件目ですが、長期避難世帯の認定ね。これはあの時どうしてしなかったん

ですかと申し上げたら、不公平感があるから、生じるからというお答えでありました。今もそういう判断で正しかったと思っているのかどうか。私はどうなんだろうなど。例えばですよ、不公平感という失礼ですが磯、中浜地区でも直接流されなかった人も全壊扱いされると。あの人ばかり良かったごだねという意味なのか、あの話からすると。不公平感というのは町民が恩恵を受けることによって誰も本町の住民にはいないと思っている、私はね。それよりも、全員があれになったんでここは長期避難世帯の認定をすれば全壊扱いですから。全て。罹災証明書もいらぬ。新聞にはこう出てましたよ。行政側は割とその制度に疎い。河北にあがってましたね。だからそういうように長期避難制度はあんまり活用しないんだと。そういうように新聞にはあがってありました。その辺のところどうですか。今でも正しい判断だと思いますか。私はあの時強く質問したはずです。

この3つですね。以上を持ちまして第1回目の質問とさせていただきます。

議長（佐藤晋也君）町長齋藤俊夫君。2件目については教育長ですが、2件目についてもお願いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。佐山富崇議員のご質問にお答えします。大綱第1. 本町の人口推移の1点目ですね。震災復興計画での人口想定についてですが、議員からもお話がありましたようにですね、全国的に人口減少が進む中、本町においてもその傾向は同様に進んでいるということでもあります。

昨年度、総合計画の策定作業の際に行った将来人口推計では、本町の人口は、平成7年の18,815人をピークに減少を続けております。25年後の平成47年には現在の約35パーセント減となる10,810人になると見込んでいます。現に、昨年10月に行った国勢調査においても、16,711で、ほぼ推計どおりの減少傾向を示しております。

今回の震災による人口の影響については、震災前の2月末の住民基本台帳。これによりますと、人口が16,695人でしたが、それが5月末では15,018人にまで減少しました。減少数はこの3か月で1,677人であり、震災による死亡数が約560人としても大幅な減少となりました。

復興計画における人口の想定ということでございますが、現在でも行方不明者の捜索が続いており、住民の移転も多いことから、まだ作業を行っておりませんが、今年の総合計画により推計した人口の減少傾向に、今回の震災による特殊要因を加味し推計することになるものと考えてございます。

従いまして、ご質問の2点目の想定の基準につきましては、今後、復興計画策定作業の中で一定の基準を定め、人口の推計も行うこととしておりますのでご理解願います。

次に、3点目、人口のキーワードについてですが、私としては、災害に強いまちづくりを基本とした計画策定を、進めてまいりたいと考えておりますが、人口の維持や増加という意味では、居住環境、自然、風土、文化などの地域的条件に加え、産業や教育、医療、行政サービスなどの社会的条件により総合的に決まるものと思います。

全国的な人口減少時代に入りまして、また、本町は震災という不利な条件を抱えましたが、必ずや復興を成し遂げ、他の自治体との差別化を図れる魅力あるまちづくりを

現し、かつての賑わいを取り戻す決意であります。

次に、いろいろご質問いただいた中で当初のご質問の順序と入れ替わっている部分もあるんですが、順不同になり恐縮ですが、対策本部の私なり、教育長の入居、あるいは対応の場所、状況という関係についてでございますが、まず私自身は災害発生直後においては、庁舎の応急危険度判定結果や緊急対応の必要性等もありましたので、停電ということもございましたので、庁舎前広場のテントにおいて7日間を過ごしました。そしてその後ですね、電力の復旧と共にですね庁舎玄関ロビーでの本部設営により陣頭指揮を執ってきたところでございます。

それから発災から一定期間が経ちまして、余震も少なくなったと。あるいは、行方不明者の捜索活動が自衛隊から警察主導に切り替わったと。一方、今後の復興に向けた対応検討など様々な調整を行う必要が生じてきたことから、私自身は4月24日から自室に戻りまして、執務を執ることにしたわけです。

そういう中で、教育長の対応との関係でお話をさせていただければですね、まず去年の私の就任以降ですね、副町長の選任というのが9月議会で持ち越したという経過もあったわけですが、いずれにしても私としては、途中からの副町長のサポートに加えてですね、当初から教育長との連携、そしてその後の副町長の選任という過程を経る中で、基本的に三役体制ですね、町政運営を推進してきたという基本的な状況をですねご理解を賜りたいと思います。そして今回具体的に被災を受けた中での、先ほどのご指摘でございますが、確かに教育行政のトップとしての教育長の位置づけ、その中における然るべき執務室等での対応があらうかと思いますが、残念ながらこの庁舎自体が応急危険度判定で使用ができなくなったという中で、一般の方々については1階のロビーに限り、それで執務の関係もございまして、我々職員については2階の一部を使っただけの対応という中で、現在でも教育委員会のトップでございます教育長については総務課の一角で継続して対応してもらっているということでございますけれども、これについても教育委員会が残念ながら本庁舎から離れてですね、向いの資料館に事務室を移動していると。まずはその行政部局と町長部局と教育委員会、連携確保、これがひとつでございます。特に避難所の運営、これにつきましては、学務課を中心にご尽力願っているという関係もございましたので、そういうことを中心にあるいはご指摘いただいた小中学校のスムーズな復旧なり、授業の開始等々の問題がございまして、限りなく連携をとれるポジションでの対応という中でそういう体制をとらせていただいておりますのでご理解を賜ればなと思うところでございます。

それから本部長の居場所を前回お調べをして報告という関係でございますけれども、基本的には役場庁舎が壊滅的な被災を受けた南三陸町では別な場所という対応をしているわけですが、その他の市町におきましては基本的にはお隣の亘理町さん、岩沼市さん、名取市さん、仙台市さん等におきましては、現庁舎が特段大きな支障がなかったという状況もございましたので、特に本部長の居場所を変えることなく対応をされているという認識をしているところでございますので、一部ちょっと調査が不十分なところあらうかと思いますが、そういう中で各本部長さんは災害にあたっておられるという認識をしているところでございます。

それから長期避難認定の関係でございますけども、認定しなかった判断、先の臨時会でご回答申し上げた長期避難世帯認定のメリット、デメリットから総合的に判断した結果でございます。その判断は今も正しい判断だったというふうに考えております。なお、今月末完成の仮堤防における災害シミュレーションを踏まえた避難指示区域の変更を検討する中で引き続きライフラインの復旧が見通しが立たない地域については、長期避難の認定も実施してまいりたいと考えているところでございます。

それから山下駅までの電車の復旧ですが、具体的な復旧に向けての行動は、5月25日に常磐線北部整備促進期成同盟会としてJR東日本の里見仙台支社長と意見交換を行いました。その際、仙台支社長は、常磐線は重要な路線であり、しっかりと復旧に取り組んでいくということを明言されました。しかしながら、亘理駅以南の路線については被害が甚大であると。そしてJRが単独で復旧することは経営的に非常に困難であることから、国に対し強く支援を求めていくと、そういうことでございました。

山下駅までの復旧についてですが、JRとしては、お客様及び従業員に対し安全についての責任があり、再び津波被害が想定される区間は避けたいとの考えでした。したがって、復旧にあたっては、地域の津波対策と新しいまちづくり方針に合わせて路線を検討していくとの説明を頂戴したところでした。私としても、安全安心な運行を優先し、かつ将来のまちづくりと整合した早期の復旧をJR側に要望いたしました。

また、6月2日には、東北運輸局が事務局となり、JR常磐線復興調整会議が開催されました。この会議は、常磐線沿線の4市町、宮城県、福島県、JR及び東北運輸局が参加し、常磐線の復旧に向けて各自治体の復興計画の調整を図ると共に、自治体やJRの意向を国へ伝える場として設置されました。今後、このような会議を通じて、JRの復旧を強く求めてまいります。

それから具体的に亘理の齋藤町長さんとの話し合いの関係でございますが、当初は亘理町さんの臨時議会の関係で亘理町さん、今回の仙台支社長との意見交換会については欠席という経緯もございましたので、ご指摘のありましたように担当課長同士ですね、意見交換の状況をまずはお伝えをしていただきました。その後、私も齋藤町長さんを訪問いたしまして、私の方からもJR仙台支社長さんとの意見交換の状況を再度ご説明をし、この復旧についての意見交換についてもさせていただいたところでございます。そういうふうな経過の中で亘理町さんとの問題についての首長同士の対応をしてきた経緯があるというのをご紹介をさせていただきたいと思っております。

それから学校教育についてはですね、基本的に森教育長の方からご答弁をいただきますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上です。

議長（佐藤晋也君）2点目、森 憲一君。

教育長（森 憲一君）はい。佐山富崇議員のご質問にお答えいたします。

大綱第2「本町の小・中学校教育」についての1点目、「震災後の生徒達への教育の問題点」についてですが、山元町では、3月11日に発生した東日本大震災によって7人の児童生徒の尊い命が奪われ、また、中浜小学校及び山下第二小学校は大津波で壊滅的な被害を受けるなど、まさに、未曾有の大災害に襲われました。

4月25日に、全ての小・中学校で始業式が行われ、ようやく授業が再開されました

が、学校が避難所として開設されたことに伴い、被災直後から教職員が学校の避難所運営を課されたほか、学校施設の一部が震災によって被災したため、体育館等の利用が制限されるなど、十分な教育環境が整わない中で、平成23年度の学校教育がスタートいたしました。

さらに、大津波の被害によって、中浜小学校は坂元小学校に、また、山下第二小学校は山下小学校にそれぞれ併設しての開校となったことから、児童生徒や保護者の方々には、今もなお、慣れない校舎での学習や、新たな友人関係の構築等にまで影響を及ぼしているところですが、併設したメリットなども活かしながら教育目標の具現化に向けて努力してまいります。

このように、震災後、各小・中学校においては、これまで当たり前だった授業や学校行事、給食、そして部活動等が変更や制約を受けて行われていることについて、教育委員会では、これら山積する問題に正面から向き合い、着実に解決しなければならないものと捉えております。

次に、2点目の「生徒数の減少」についてですが、震災前の3月1日に見込んでいた新年度の児童生徒の在籍数が1,121人であったのに対し、震災等の影響により、4月26日時点では、140人が減少し、在籍数は981人となりましたが、6月1日現在では、仮設住宅への入居等もあり、988人を数えています。

児童生徒数については、学校が存続するための基礎であり、多くの子供がいることで子供同士が切磋琢磨し合う環境が生まれ、学力や運動能力を伸ばす大切な要素でもあることから、この1割を超える児童生徒数の減少については、ゆゆしき事態であると捉えております。

次に、3点目の「知育(学力)の面での心配」についてですが、義務教育においては、基礎学力を身に付けさせることを基本的な教育目標に掲げており、授業で学んだことをもとに家庭学習等で補完させ、自己の知能を磨き、知識をふやすことを知育の柱と考えております。

例年、4月8日に行われてきた始業式が、震災の影響によって17日間遅れで学校が再開できたものの、学習の中心である授業の立ち遅れ等を取り戻すために、夏季休業期間の短縮措置を計画しているところです。また、被災した子供たちの中には、未だ避難所生活を余儀なくされている児童生徒もおり、家庭学習を行うための学習環境が十分に整っていないのが実情です。

そのための対策として、夏季休業中を活用して補充学習の場の設定等も計画しております。

次に、4点目の「体育の面での厳しい現状」についてですが、まず、震災の影響では、坂元小学校講堂の天井落下の危険性があることから、現在使用を見合わせ、また、坂元小学校及び坂元中学校のプールについては、地盤の崩れ等に対する補修の手続きを進めているため、現在使用を禁止しております。

さらに、学校の避難所開設に伴う影響では、避難所として利用されていた山下第一小学校体育館と坂元中学校体育館は、仮設住宅等への移動により教育施設として明け渡しを受けましたが、山下小学校の体育館と校庭の一部、及び、山下中学校の柔剣道場等は、

今もなお、避難所として利用されております。

このような状況から、児童生徒は大変に不自由な教育環境に置かれていることは十分認識しておりますが、避難所解除となるまでの間は、特に体育や部活動等が行えるよう、学校間での相互利用を進めるなど工夫し、さらに年間を通じての運動量や授業時数の確保等に努めてまいります。

次に、5点目の「生徒の心身発達への影響」についてですが、この大震災によって町全体の様子が一変し、児童生徒に与えた心理的な影響は計り知れないほど甚大であると受け止めております。

施設利用の制約により、体育の授業や、部活動が十分に行えないことによる運動不足への不安に加え、簡易給食の実施期間における栄養の偏りへの心配があったことは事実です。

さらに、津波等の被害に遭い、住み慣れたところから離れ、やむを得ず遠距離通学等を強いられている児童生徒もおり、被災後の児童生徒を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあると捉えております。

こうしたことから、心身の発達への影響をできる限り少なくするため、緊急対応として、4月から5月まで愛媛県の養護教諭を、また、5月から7月まで愛媛県の臨床心理士等の派遣を受け、児童生徒の心のケアを図るとともに、児童生徒への適切な接し方等の助言を受けるため、学校や保護者が継続的に相談する機会を確保し、さらに、これまで中学校のみを対象にしてきたスクールカウンセラーを各小学校へ派遣し対応の拡充を図るなど、児童生徒一人一人が一日でも早く日常生活に戻れるよう努めております。

私からは以上でございます。

議長（佐藤晋也君）町長に申しあげましたので、町長齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど、私の答弁の中で災害対策本部長の居場所の他の市町村の関係で説明が不十分な点がございましたので、訂正とお詫びをさせていただきます。隣の互理町さんにつきましては、私ども同様、地震でもって建物そのものが損壊を受けているというふうな部分がございます、仮設の庁舎にお入りになってる状況でございますし、その点、先ほど説明が不十分だったことを訂正とお詫びさせていただきます。

10番（佐山富崇君）はい。順次、再質問させていただきます。復興計画は、人口をどのように想定して立てるんだと申しあげました。まだ、作業せず、しっかりせい。想定せずして復興計画立てられますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいま大変激励をいただきましたが、やはり物事には順番というものがあるかというふうに思います。ご案内のとおり、今回の津波によりまして昨年度来進めてきました総合計画そのものが途中で中断をせざるを得なくなったというふうな大きなポイントがあるわけでありまして。先ほど、お答えしたようにそういう人口推計、今回の被災の程度を十分に踏まえてどういうふうな設定をするのかというのはこれから早急にやっていきたいと考えております。

10番（佐山富崇君）はい。いいですか、町長、町民から一番ご批判受けてるのが大きいのは遅い、それですよ、言われてるのは。町長、なんでも人脈あって、うんと仕事早くやってるんだみたいなことおっしゃってますが遅いんだと、町民はそれで怒ってる。しかも、復興

計画立てるのに、だいたいどのくらいの町だというのがなくて、なんで復興計画立てられますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。何かにつけて遅いというお話、この件につきましては私もこの3か月間、要所要所でそういう声を直接、間接お聞かせをいただきました。しかし、今回の被災の程度、規模というのは被災市町村それぞれ事情が異なると、私はこのことを共通理解していきませんかという早急、遅いという問題はいかなものかなというふうに思っています。この復興に向けた、まずは応急復旧、そして復旧、それから復興と、一定の流れ、段取りを踏まえて町の体制ということに繋がるわけですので、そうは言いましても、執行部を含めまして、あるいは議会、町民の皆様方もこれほどの被害の経験というのはいまだかつてしたことのない部分でございますので、私は一概に言えないのかということでございますので、まずはこの被災の規模、レベルというものを十分に理解した中で痛みを共有しながら力を合わせてやっていくということが一番大切な部分じゃないかなというふうに考えているところでございます。

10番（佐山富崇君）はい。議長にお願いしますが、質問だけ短くても答弁が長ければ時間だけかかる、聞いたことだけお答え願います。議長、その辺のところよろしく願います。

前の総合計画では、平成47年の人口を1万810人と想定したと、それで計画を立てようとしていたと、こういうお話。復興計画といえますか、復興したと、復興計画の目標は何年ですか、まずもって。

町長（齋藤俊夫君）はい。復興計画の期間につきましては、これからの本部会議、あるいは皆さん方とのいろいろ意見を集約する中で早い機会にお示ししたいと考えておりますが、ちなみに、県が示している復興計画が10年ということもございまして、他の市町の関係も勘案し、町の先ほど言った被災の状況、どういうまちづくりをどういう形で（「答弁長い」の声あり。）やっていくのか、その辺についての中からこの期間というものが出てくるんだろうと考えているところでございます。

議長（佐藤晋也君）できるだけ簡明に願います。

10番（佐山富崇君）はい。つまり、復興計画の年数も何もまだ決まってないと理解していいですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。現段階では、そのとおりでございます。

10番（佐山富崇君）はい。わかりました。それでは聞きようがありませんので、別な角度からお聞きします。平成47年ということではなく、10年後の目標はその時の総合計画ではいくらでした。

町長（齋藤俊夫君）はい。10年後の平成32年、1万4,591人と推計してございます。

10番（佐山富崇君）はい。わかりました。1万4,591人、それで今度の大震災によりまして、これがもっと減ると思いますか、この目標でいくんですか、その辺お聞きします。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどお答えしましたように、この3か月間での住民基本台帳での異動がございまして。こういうふうな減少を踏まえますと、やはり総合計画で推計した傾向にいま言った災害による特殊要因を加味しなくちゃいけないだろうというふうに考えてございます。

10番（佐山富崇君）はい。わかりました。当然だと思います。1万4,591人が総合計画、震

災によってそれを下回るだろうというふうに何となく感じられるようなお答えいただいたんですが、基準は何ですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。基準については、先ほどお答えしましたとおり、今後一定の基準を定めて推計を行うというようなことで現段階では考えているということでございます。

10番（佐山富崇君）はい。つまり、いまは基準もないと、こういうことですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。基準がないというよりは、いままだそういう作業の段階に入っておりませんということをご理解をいただきたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。作業に入る前に基準というのがあるでしょう、作業に入ってからでない、作業に入ってから基準決めるんでないでしょう、基準があって作業進めるんでしょ。

町長（齋藤俊夫君）はい。基準となるのを具体の作業を進めておりませんが、これまでの総合計画の中の対応でいえば、人口の趨勢、傾向というものがひとつございます。もっといふならば出生率をどういうふうにするのか、あるいは、いわゆる寿命というものをどういうふうにするのか、あるいは結婚率、そういうふうなもの当然、これは修正すると多少関連する話でございますけれども、そういうもろもろのものがあってこの人口の推計をしていくということであると、そういう部分については理解しておりますのですみません、そういうことをご理解をいただきたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。まったくごもっともなお答えでございまして、私もそのように理解しております。それで、私がお伺いしたいのは、震災によって1万4,591人よりも減るだろう、しかも、いまみたいな基準があるから、全体的なね、そういう意味からいうと1万4,000を割るわけですか、その辺は。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどお答えした昨年の総合計画における25年後の人口、1万810人というふうな数字、これは残念ながら今回亡くなった方の関係もございまして、社会的な異動、転出の状況も加味しなくてはならないということになれば、議員ご指摘のとおり推計値が出てくるのかなと現段階では思っております。

10番（佐山富崇君）はい。ごもっともなご認識だと思います。それで、1万810人にこだわりをもっていらっしゃる、私は、この10年後にこだわりを持ちたい。1万810人、これは平成47年ですよ。47年の話を聞いたってしょうがない、これは、10年後を聞きたい、10年後どのように思いますか、1万4,591人を。減るだろうというご認識、どれぐらい減るだろうと思いますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。10年後の人口見通しということですが、先ほどお答えいたしましたように、この3月から5月までの間の減少が1,677人というふうな、もうすでに減少があるわけですが、我が町の基本的な人口の動き、10年間に約2,000人減少するというのが大まかな推計の傾向でございますので、そういう中で申せば32年は先ほど言った1万4,591人でございますけれども、この1万4,591人を下回る数字になるのかなというふうに考えるところでございます。

10番（佐山富崇君）はい。これからいきますと、3か月で1,677人、そうすると2,000人ずつ減る、そういう、1,600人、3か月で減ってるんだもん、亡くなった人もいりし、1万4,000どころじゃないでしょう。1万3,000、1万2,000になっちゃうでしょう、このままでいったら。私は、ここは質問しません、3点目の人口の

キーワードは何と考えるかという質問を聞きましたが、これが災害に強いまちづくり、魅力あるまちづくり、教育環境、産業環境、居住環境、その他もろもろ、総合的に、おっしゃるとおりだと思います。ご答弁のとおりだと思います。私は、そこで聞きたいのは、この人口減少のキーワードというのはそのとおりですが、こういう大震災を受けた、大災害を受けた、この時点でのキーワードは何かということを知りたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。災害時におけるということであれば、ひとつ言えるのは、やはり安全性というふうなことは言えるのかなというふうに思います。それから、この人口の維持増加に関していろいろな側面というか捉え方があると思いますが、安全性も大事ですし、あるいは利便性とかですね、そういう側面もあるかというふうに思います。

10番（佐山富崇君）はい。まったく同じ考えであります。町長と私は同じ考え。よくぞ言ってくれました。利便性であります。本町の生きる道は利便性、利便性です。町長ご理解いただいていたので大変結構であります。この利便性から言ったら、なんといっても山下駅までは早く再開しないと利便性がない、本町は。そういうのだけを申し上げて1件目を終わりとします。時間もだんだん減ってくるし。

それで今度、第2件目の小中学校の教育、もろもろいただきましたがまず町長にお尋ねしますよ。町長、教育長が対策本部にいるのは連携を強化するというお話をいただきました。連携強化、まったく大事なことでございます。その中の言葉で三役体制という言葉がありました。県では、教育長まで入れて四役とかっていうんですか。私は、いままで行政では、町長、助役、過去ではね、そして収入役までを三役といたったんです。教育長入れて四役なんてあまり言ったことないです、私は、過去には。どうですか、その辺は。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに、行政における一般的な三役というのはご指摘のとおりでございます。私としては、申し上げたのは教育長を含めた中での実質的な私なりの山元町の行政運営するに際して三人でいろいろと連携をとりながらやらしていただいているというふうなことをご紹介するためにあえて三役というふうにお話をさせていただきましたので、私なりの思いの中での三役ということで一般的な三役の概念とは違っているということでご理解をいただきたいとします。

10番（佐山富崇君）はい。安心しました。人口に膾炙しないことを三役体制だなんてこんな間違ったこと、県庁に30年以上お勤めになった人がいはずがないと思ってましたのでおかしいこと言うなと思ったんですが、あえて確認させていただきました。それであれば安心です。というのは、教育行政というのは普通の行政と違うんですよ。ほだごと私がここで言うまでもなく、自治体の規模と教育委員会は別ですから、3町で、あるいは郡で1つの教育委員会をもつところもあるでしょう。ほだごと私が言うまでもなく、町長さんはプロですから、いままでそれで飯食ってきたんだから、県庁に勤めてね。だと思っただけ、それが三役体制とかね、あるいは対策本部に入れる、また連携なんか当然のこと、改めて言うことでもないです。教育行政と町のあれは同じ町の教育委員会ですから、連携をとられるのは当たり前、これはあえてここでおっしゃっていただきたくないですな。とにかく、それはわかります。そういうことでいまも、町長と副町長は個室に入っているが教育長は総務課の脇にいる、こういうことでいいんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。現在では先ほどご説明してきた経緯、流れの中でそういう状況になってございます。

10番（佐山富崇君）はい。あのね、連携はわかりますが、なんか私から見ますとはっきりもの申しますよ、総務課長いないから総務課長の代わりに使ってるみたいだ、その辺どうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。見方によってはそういうふうな見方もあるかと思いますが、あくまでも教育長は教育長としての立場で、たまたま総務課の一角に暫定的に席を置いているということでご理解をいただきたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。なるべく理解しようとは努めております。ですが、やっぱり、今度仮庁舎もできるようですから、それに期待はいたしておりますが、教育長には教育行政に専念していただきたい。専念というのは連携とらないでいいっていう意味ではないですよ。もちろん連携とってやっていただくのは当然のことでございますが、教育長には教育行政で頑張ってもらいたいということをお話申し上げ、この町長への質問は終わります。

今度、教育長に。ゆゆしき状況、現在の小中学校生徒の置かれている状況はゆゆしき状況だにご認識をなさっている。また、知育、学力の面で心配されることは、学校で勉強させて家で勉強してやってる、今の状況でできますか。

教育長（森 憲一君）はい。議員ご指摘のとおりだと思います。浜通り、第二小学校と中浜小学校については、壊滅的な被害を受けておりまして多くの児童生徒が避難所生活、あるいは仮設住居、あるいは知人宅、親戚宅、そういう状況にございますので、いまのお話のように学校で学んだことをどこまで家庭に持ち帰ってできるかということが大変難しい状況、また厳しい状況にあるというふうに思っております。

10番（佐山富崇君）はい。大変教育長も私と同じ認識だから結構であります。本当に、私どもがよく言われたのは、小さいとき、学校で一生懸命勉強すれば小学校のうちはだいたい学校で教えられただけでたくさんだからと、こういうふうに教えられました。教育長は私より若いから、そんなことは——と思いますが、私はそう教えられた。小学校のときは家で勉強したことなんてないですよ。十勉強しなくちゃならないうち、小学校は九つ教えてくれるんですよ、学校で。こういうふうに親から言われました。ですから、こういう学校の状況では、うんと大変だと、教育長、先ほどのご答弁では夏休み減らしてするとか、いろいろお話もいただいて、そういう言葉いただいて安心はしておりますが、もっといまの時点で例えば補修授業とか、あるいはちょっと土曜日だけ遊びに来ないかとかって勉強を教えるとか、なにかそういうふうなアイデアは考えられませんか。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。確かにその補修授業であるとか、あるいは何らかの方策というのも選択肢としては考えられるところではございますけれども、私どもといたしましては、まず4月25日、約2週間遅れで授業再開できました。そしてそのあと、それぞれのところでいま鋭意、教職員、学校長をリーダーとして努力してもらっているところでございますが、何分にもまず精神的な落ち着きも併せ行いながら、そして授業を充実していくということが何よりも望まれますので、議員ご指摘のようにまず何と言っても学校の授業をメインに、これが何よりも大事だと私は思っておりますので、

それを再開でき、やがてただどうしても2週間遅れのこの時間を取り戻すというのが大変長うございます。併せて3月11日以降の、そこから約10日間、本来昨年のようにやるべき内容だったところも遅れているのも事実でございます。したがって、それをカバーするために夏休みに入りました中で、これもいろいろな方のご支援をいただきながら授業のような形で展開するというふうに考えておるものでございます。それから、先ほど運動量のこともございましたけれども、なかなか今まで避難所なり、あるいは大変十分に運動も遊びもできなかったという状況もございますので、まず、いまのところはメリハリをつけて授業を充実し、そして少し気持ちの余裕ができたところで場所的にも少しずつ避難所の集約も進んでおりますので、そういったところをにらんで補修授業なりあるいは遊びの方にもと考えておるところでございます。

10番（佐山富崇君）はい。安心といいますか少しほっとしているところでございますが、1つだけ確認させていただきます。まずもって、いまのご答弁の中にありましたが、夏休みを短縮すると、さっきのご答弁と合わせてね1つありました。それと、夏休みに入ってから補修なりちょっとした授業とかということも考えると、そういう意味で理解していいのかどうか確認します。

教育長（森 憲一君）はい。お見込みのとおりでございます。

10番（佐山富崇君）はい。私、呑み込み悪くて、夏休み短くしますね、短縮ね、そして授業数を確保する、さらに夏休み、ここからここまで、この中でも補修のような授業をやるとうう理解していいんですね。

教育長（森 憲一君）はい。夏休みはもっと具体的に申し上げれば、通常ですと7月の20日頃で1学期が終了したわけでございますけれども、7月いっぱいには授業をする予定にしております。そして、8月のいわゆる2学期の始まりでございますが、通常ですと8月25日まで休みで、翌日から授業をしておったわけでございますけれども、8月につきましては20日お盆の翌日から授業を再開すると、始めと終わりの部分の夏休みを短縮するという計画でございます。それから、夏休みに入るのは、実質8月あたまからでございますけれども、1週目、2週目あたりのところを、学校によって事情がございますのでその若干のばらつきはございますけれども、1週目あるいは2週目のところをみながらやれる範囲の中で、また各家庭の事情もございますので、希望等とりながら少しでも子供たちの学力面の補充ができればというふうに考えておるものでございます。

10番（佐山富崇君）はい。その件につきましては了解をいたしました。本当に安心をしました。体育の面でございますが、先ほど1回目の質問で申し上げましたが、プールとかあるいは校庭の放射能のことにつきましては、どのように認識、お考えなのかをお伺いします。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。プール、体育のプール面については、特に今回の被害の中で各小中学校にございましたプールにつきましては、中には坂元小学校のように壊滅的な被害を受けておるところも事実でございます。したがって、現段階でプールが利用できるというふうなところは、山下小学校、山下第一小学校、そして山下中学校、この3つが利用可能な状況でございます。しかしながら、いまご指摘にございましたように、現在福島原子力第一発電所の爆発事故によりまして、いろいろ心配が取りざたされておるところもございます。実は、通常、教育委員会でも各小中学校、プール

サイドの水面上も測定しておる状況でございます。その中で、実は、プールを始める前に各小中学校でプール清掃を行うわけでございます。半年間にわたるいわゆる防火用水としての役割はございますけれども、周りから飛んでくる砂であるとか、あるいは木の葉であるとか、そういったものを除去するためにプール清掃を行います。山下第一小学校でプール清掃を行った際に、学校の方から念のために放射能の測定をしてもらえないかということで、私どもの職員が行って測定しましたところ、2.16と、1回目は1.96という数字でございますけれども、そういった数値が出ました。これは、文部科学省で示されている基準の境界値というふうに私たちは認識したところでございます。このままでは、やはり、保護者のご心配、不安も間違いなくでるだろうと思っておりましたし、またここ1、2週間ほど多くの保護者の方、あるいは地域の方々から各小中学校の放射能のあれを大丈夫なのかというふうなお話などもメールあるいは電話等でいただいていたところでございます。そういったところを全体的に勘案しながら、そのことを踏まえて当分の間山元町内のプール利用については、いま自粛状態でございます。

10番（佐山富崇君）はい。安全、安心を考えて自粛状態というお話をいただきました。先ほど申し上げたそれはそれで大変大事なことと思いますが、体育の面は非常に落ちてくるんじゃないのかなと私は心配するわけですが、やむを得ないと言えはやむを得ないわけですが。それで、この辺のところのボランティアを受け入れるとか何とかして、子供たちの運動不足を解消するような方策は考えられませんか。

教育長（森 憲一君）はい。確かにそういった先ほどから何回かお話出ておりますように、避難所であるとかプールの今の状況を考えれば、確かに厳しい状況にはございますし、ご指摘のように運動量の不足、あるいは体力面での低下等がございます。一方で、例えば中学生ですと、本来であれば今回の被災を受けて実は今週末土日に予定しております中学校総合体育大会、こういったものがあります。これについては、当初は、実施をしないという方向性が出されておりました。しかし、いつまでもマイナス面ばかりでなくて2年間部活動で頑張ってきた子供たちのためにということで、少なくとも互理郡だけは実施しましょうということで話を進めておったようでございますが、県の方でも県大会を実施するというので、実は中学生もあと1週間後に迫ったその大会に向けて毎日努力をしていると、頑張りがみられる状況でございます。小学校でも、きのう、おととい、小学校の郡の陸上大会などが開催されて、少しずつプラス面が出てきておりますので明るい兆しも出てきております。したがって、今後、いろいろな機会を捉えて取り立てて制約はありますけれども、子供たちの運動量なり、そういったところを確保すべく校長会等も通じながら話をしていきたいというふうに思っておりますし、また、ご家庭におかれましては、若干、放射能の心配がございますけれども、帽子を被る、着用するなどしてどうぞ元気よく遊ぶ姿が見られればいいかと、特に、仮設の方も、私は仮設の入居が始まって近くにいるものですから、子供たちの声が最近毎日聞こえてくるというのが、大変好ましい状況だなというふうにまた思っているところでもございます。

10番（佐山富崇君）はい。まったく教育長と同じような認識をしておりまして、この頃子供たちの声も大きくなってきたというふうに受け止めております。ひとつ、教育行政に全力を挙げていただくように、さらなるご努力をご指摘申し上げましてこの件の質問を終わります。

ます。

それでは、3件目に入らせていただきます。

議長（佐藤晋也君） 暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時30分 再開

議長（佐藤晋也君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

10番（佐山富崇君） はい。3件目の質問に入ります。第1点目の山下駅までの電車の復旧はということで出しました。で、6月2日に復興調整会議ですか、それで出てお話をして山下駅までの件をお願いしたという話でございました。内容を教えてください。もう一度、だれだれが出てどういう内容の会議だったのかをお知らせ願います。

町長（齋藤俊夫君） はい。お答え申し上げます。私が要望したという場面ですが、これは5月の25日、この常磐線の北部整備促進期成同盟会の方でJR仙台支社長との意見交換の場でございます。その際に、

議長（佐藤晋也君） 町長、いま6月2日の件で聞いているんですね。

町長（齋藤俊夫君） すみません、6月2日はちょっと聞き違いだと思います。

10番（佐山富崇君） 6月2日とおっしゃいましたよ。

町長（齋藤俊夫君） ちょっと休憩してください。

議長（佐藤晋也君） 暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 再開

議長（佐藤晋也君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（齋藤俊夫君） はい。6月2日のJR常磐線復興調整会議、この会議は常磐線沿線の4市町、いわゆる亘理町から相馬市までの1市2町、宮城県、福島県、JR及び東北運輸局が、「ゆっくりお願いします」の声あり。）はい、仙台支社と水戸の支社も参加をし、さらには事務局である東北運輸局の顔ぶれでございます。

これは、いわゆる会議のメンバーの構成といたしましては、各市町の担当課長クラスと、県についてもそういうふうな状況でございます。うちの震災復興推進課長が出席いたしましたので、その内容につきましては課長の方から報告させていただきたいと思えます。

震災復興推進課（鈴木光晴君） はい。情報交換及び調整項目ですが、内容といたしましては、JR常磐線亘理相馬間の被害状況、代行バスの運行状況、鉄道の運行再開見込みに関する状況、こちらの方をJRサイドの方から情報交換としていただいております。その中で、沿線地域の復興プラン等におけますJR常磐線の位置づけ等、鉄道の復旧と沿線地域の

復旧に向けた課題の抽出と調整ということで関係自治体からおのこの情報交換をしたという内容になってございます。

10番（佐山富崇君）はい。ちょっと私は呑み込めなかったのが失礼になるかもしれませんが、つまりは、亘理、山元、新地、相馬の町、市、JR仙台支社、水戸支社が出たと、その中で長が出たのではなくて課長の会議だったということですか。そこのとこわかんない、長は出ないんですね。課長の会議ね、職員の会議、はい、わかりました。亘理町長を訪問して説明した、こう答弁がありました。これは、だれが説明したんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。私から直接やり取りをさせていただきました。

10番（佐山富崇君）はい。つまりは、齋藤町長が齋藤町長に説明したと、こういうことでいいんですな。で、何日に何分くらい話しました。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答え申し上げます。このJRの問題について、状況説明、復命を齋藤町長さんにしたのは、6月1日の午後から、1時15分から約2時ぐらいまでの間のお話ということでご理解をいただきたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。わかりました。それきり時間がとれなかったからしょうがないんでしょうけども、復興調整会議の後にお話し合いした方がよかったんじゃないでしょうかね。私はそう思います、時間がとれなかったからやむを得なかったと思います。内容を教えてください、どのようなお話だったのか。

町長（齋藤俊夫君）はい。内容につきましては、前回も特別委員会等でご紹介をさせていただいた部分があるんですが、先ほどお答えしたようなJR仙台支社とのやりとり、JR側としての復旧の考え方ですね、これについてはまず基本的には常磐線として重要な路線であるのでしっかりと復旧を取り組んでいくと、そういう話がありました。そしてまた被害を受けた路線区間については、JR側から写真での説明がありましたし、JRが単独です復旧するのは大変厳しいというようなお話、それから国に対しても強く要請を求めていくというようなお話。それからさらにはJRとしては乗客あるいは従業員の安全確保についての責任があるので、再び津波の被害を受けるような区間は避けたいというような考え方が示されたし、加えて復旧にあたってはそれぞれの自治体の津波対策等、新しいまちづくりこれらとの整合性をとりながらですね、路線を決めていきたいというお話をさせていただきました。そういう中で、亘理の町長さんからは基本的にはいろいろあるんだけども浜吉田駅までの亘理町としての復旧を希望したいんだがというお話がございましたし、仮に路線の変更というような事を考えるとすれば、亘理駅と浜吉田駅間の水田地帯の一角はいろいろ地盤的に問題のある部分があるしなというような話を頂戴したところでございます。

10番（佐山富崇君）はい。町長ね、亘理の齋藤町長から浜吉田まで復旧させたいんだがなという話が出た時点で、うちの議会も山下駅まで持ってこいとうるさいんだという話ぐらいはしなかったんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。その話については、いわゆる5月25日にですね、仙台支社にお邪魔する前にいろいろこの問題についてですね、若干の意見交換をしておりましたので、そういう中では、山元町内、地元の牛橋区、花釜区を中心とした皆様方とのですね、山元町内での意見の交換、すり合わせというようなものをぜひよろしくというお話ありまし

たし、私としてもあの段階でもいわゆる当座の足の確保をですね、これを町として大変重要な問題としてあるんですという話の中で、前段申し上げたような話があったということでございます。

10番（佐山富崇君）はい。町長やっぱり議会軽視ですよ。無視とまではいきませんが。議会では誰ひとりとして山下駅まで電車持ってくることに反対をしていないんですよ、現議員で。それを、浜吉田駅までもってきたいんだやという齋藤邦男町長から話あった時、齋藤俊夫としても、うちの議会が山下まで持ってこいと誰ひとり反対することなくうるさいんだなという話くらいしないとだめなんですよ。議会の声を聞いているならば。議会の声聞いていない、耳に入っていないんでないですか町長。残念ですが。私は誰ひとり反対していない。ここで一人ひとり聞いたっていい。そんな事する必要ないから当然だけど。そこのところ何回も言われているのに、邦男さん、そうなのですか、おらはは山下駅まで持ってこいやと言うんだねやという話くらいしないとだめなんですよ。これを言わなかったんでしょ。おかしいですよ。議会の声を聞いていない証拠だ。それでまず申し上げます。それと同時にこれは12日、日曜日の新聞の2面河北の。被災3県復興計画ということでこうなっています。宮城県の方。三陸沿岸と仙台湾北部は高台移転に加え、住居と職場を分ける職住分離を進め、港には津波避難ビルを整備すると。私がいつも言っているとおりだよ。仙台湾南部は道路や鉄道を全て盛り土構造に変え、防潮堤を併せて、多重防御を図るとある。こうなっているんですよ、町長。ということは鉄道もかさ上げして、多重防御の一環としてやらなくちゃいけないということですよ。そういう意味でしょ。そういうことで、浸水地域を通らずに浸水しないところ通れば、多重防御の意味果たせなくなるでしょうが。それまでいって全部上げるなどか今の路線でいいとか言いません。山下駅越したら上げなきゃならないでしょ。上平目指して、ずっと上に上げなきゃいけない。私が考えるには。そうすることによって新地の目指すところの6号線の上にもなる。上平を越せば。6号線下がってますからね。ほら、あんですよ。ただ、多重防御として鉄道を考えるのであれば、山下駅までは現路線をもってこなくちゃならない。浸水地域を除いたら、多重防御にならないでしょ。そのところどうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず前段のお話にありました、議会との関係あるいはもう少し経緯を踏まえた亘理町さんとのやりとりという部分のお話でございますが、先ほど申しましたのは、5月初めからのこれまでのやりとりも踏まえて既に5月25日以前にお話もしましたし、6月1日にもお邪魔した際に議員からご指摘のあった部分についても、それなりに触れさせていただいておりますので、決して経緯経過を無視するようなやりとりでないということをお断りをさせていただきたい。

それから多重防御としてのJRのルートの設定。これについては、私としてはやはり当座の足の確保という点では、正に山元町全体で一刻も早くというような点がございます。しかし、今後の大きなまちづくり全体として考えた時にJRの意向というの也是十分に踏まえてですね、あるいは前後の自治体との関係、正に100年の大計という中でどうあるべきかということですね、簡単な復旧であればですね、今議員からお話頂戴したような考え方もこれは一つの考え方だろうと思います。ですから私としてはこの大きな未曾有の被害を負った中で、我が町のこれまでのまちづくりを総点検しながらですね、

災害に強い、そしてより住み良い、そういう視点でこれは議会はもとよりですけども町民の皆さんとの考えを共有する中で、結論を決定しなければなど。JRに行く前まではですね、この事情というのも把握しきれていない部分もございましたし、いろいろな運輸局の動きとかいろいろ刻一刻と変化するものですから、そういう情勢を見極めながら、まちづくりという視点でですね、この問題については、議会の皆さんとのこういう場を通じて調整を図っていききたいと、ご相談申し上げていききたいと思っております。

10番（佐山富崇君）はい。全く町長のおっしゃるとおりで結構なんです。ただしJRの申し入れの話として、町のこうしたいんだという要望がなければならぬと。向こうの考え方が云々、町の考え方がなければ、それで要望していかなくてはいけない。上からの話を見ながら。あなたみたいな体質になるよ。だめですよ。いかに、まずもって町長さんをお願いしたいのは、住民の皆さんから声を吸い上げること。アンケート取るというから議会は止めたという話も聞いております。いつお取りになるんですか。住民の意向。しかも被災者の人たちの話をよく聞いて。そこのところですよ。まず早急に深く広く被災者の声を聞いていただきたいということを指摘して、まずはこの点についての質問を終わります。

それから2点目の私がお聞きしたいのは、臨時会で聞いたのは対策本部長の個室への入居についてですが、どことどの町が個室に入ってますかということを知りたいのですから、明確にどの町は入ったとか、どの町は入っていないとか。全部教えてください。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどお答えしたのはですね、被災した各自治体の状況を踏まえた中で（「そんな事聞いていない。一つひとつ答えてもらえばいいんだ」と呼ぶ者あり）首長の本部長の居場所についてというようなことでお答えをさせていただいたところですが、なおもっと詳細についてはという点については改めて確認をさせていただく中で、後ほど資料で報告させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。議長。納得しません。休憩をお願いします。すぐ調べてください。あれから何ぼ時間経ったの。臨時会から。

議長（佐藤晋也君）暫時休憩をいたします。再開は13時 5分までとします。

午前11時 4分 休憩

午後 1時 5分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君）答弁はなるべく簡明をお願いします。町長齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）はい。冒頭事前の調査が不十分で大変申し訳なく思います。改めて各自治体の災害対策本部の体制をご報告させていただきます。

山元町含めまして、沿岸15の市町あるわけですが現段階ですね、本部長が本部に留まっておられるという状況につきましては、亘理町さん、岩沼市さん、ちょっと未確認のところあって大変恐縮ですが、南三陸町。この3市町において本部長は本部に留まっておられるのかなど。ちなみに亘理町さんは総務課の隣に個室という形でなく町長さん

いらっしゃいますので、それを含めて3市町は本部におられると。その他についてはそれぞれの自室におられると。ちなみに内陸の方の栗原、登米にも確認しました。これは地震の関係ですが、自室におられるということです。大変失礼をいたしました。

10番（佐山富崇君）はい。本町以外で——結論から言うと南三陸町、亶理町、岩沼市のみ本部にいるので後は自室にいるというふうでよろしいんですね。それはどの時点ですか。私聞いたのは、5月19日ですからね、聞いたのは。今日現在でないですからね。改めて伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。大変恐縮でございますが、ただいまの内容についてはですね、今日現在ということで・・・。

10番（佐山富崇君）はい。だから私はこういうふうは何回も立って、聞き直すようになるんですよ。これを聞いたのは、臨時会の時聞いたんですよ。それで調査して後日報告します。後日の時点で聞きますとは言わないですよ、あの時。そうでしょ。私聞いたのはあの時点で聞いたのですから。町長が自室に入られたのはいつでしたっけ。

町長（齋藤俊夫君）はい。私は自室に戻ったのは、4月24日でございます。

10番（佐山富崇君）はい。ですから私質問したのは、あの時点で聞かなくてはいけない。わかりました。いずれにしろ質問に対する真剣に答弁しようという気持ちがないということがわかりました。それだけ指摘しておきます。

それでは最後の。今後、長期避難世帯の認定はあると考えていいのかだけ伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど申し上げましたとおり、引き続きですねライフライン復旧の見通しがつかない地域については、長期避難の認定も実施してまいりたいというふうに考えております。

10番（佐山富崇君）はい。それは地域で認定するんですよね。1軒1軒でないですよ。それだけ聞いて。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘のとおり、地域ということでございます。

議長（佐藤晋也君）10番佐山富崇君の質問を終わります。

議長（佐藤晋也君）1番菊地八朗君の質問を許します。登壇願います。

1番（菊地八朗君）はい。私は第2回定例会において、これからの山元町復興に向けての町政運営について次の3点の町長の所見について伺います。

まず第1点は、被災した行政区の取り扱いをどのように考えているのか。

2番目として、消防団の編成はどのように考えているのか。

3番目に、雇用の面から山元町の工業会との話し合い、そしてまた支援策を検討すべきと思うが町長についてどのように考えているのか。

以上3点について所見を伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご質問の1点目、行政区の取り扱いについてですが、大津波により壊滅的な被害を受けた磯区から牛橋区にかけての沿岸6行政区の方々は、現在、避難所や仮設住宅、町外の民間賃貸住宅などでの生活を余儀なくされております。

仮設住宅の入居調整に当たりましては、入居後の各仮設住宅エリア内でのコミュニティが維持されるよう、極力、被災前の行政区を考慮してきたところですが、被災された

行政区の皆様が、必ずしも同じエリアの仮設住宅に入居できない現状にあります。

このため、各仮設住宅単位での新たな自治組織の形成を図りながら、旧行政区並びに仮設住宅が設置される行政区との調整が円滑に行われるよう、努めてまいりたいと考えているところです。

また、避難指示区域内の自宅での生活を希望されている方、町外の民間賃貸住宅に転居された方など、被災前の区民が分散された状態が続くことが想定されますことから、これらの地域の取り扱いについても課題となっているところであります。

さらに、将来の行政区のあり方については、町の半分が被害を被ったことを鑑みれば、これまでの行政区の枠組を一旦白紙にするなど、大胆な発想も必要と考えます。このことも念頭に十分なる検討を重ね、今後策定する復興計画において、再構築も含めた新しい行政区のあり方をお示ししてまいりたいと考えております。

次に2点目のご質問にご回答申し上げる前に、今般の大地震発生後、いち早く住民の生命、安全確保を図るべく活動されました消防団員の中で12名に及ぶ多くの団員の尊い生命が失われたことは、誠に痛恨の極みであります。

また、長年の消防団員活動を陰で支えてこられましたご家族の皆様の中にも尊い命を落とされた方々もおおり、改めて衷心より哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

このような過去に経験のない未曾有の大災害の中、肉親や消防団の仲間を失ったにも関わらず、約3か月もの長期にわたり、初期には人命の救出活動を最優先に、その後活動内容は行方不明者の捜索活動に変わるなど、団活動は多岐にわたりました。その中で、団長を中心に日々、統制のとれた献身的な活動を目の当たりにし、改めて地元を愛する団結心を痛感したところであります。

また、消防活動精神をご理解いただき、団員の皆様を陰で支えていただきましたご家族の皆様と併せて心より感謝と敬意の念を表す次第であります。

さて、ご質問の2点目であります消防団の編成に関するご質問ですが、地域住民に身近な、そして地域の地理条件などを知りつくした消防団編成が望まれるところであると考えております。

当面仮設住宅への全戸入居後の再編成に向けて検討を進めるとともに、今後の復興計画、行政区関係、さらに有事の避難広報のあり方等を含め、防災計画の見直し等、総合的な整合性を考慮しながら、さらに調整してまいりたいと考えております。

次に3点目、工業会との話し合いや支援策等についてですが、被災された工業会の皆様方とは、昨年9月、昨今の製造業界の情勢や今後の町としての支援策など、経営者の方々と懇親の場を持たせていただいたところであります。

この度の大震災により、工業会員の2社が被災のため操業が困難となり、うち1社は休業、もう1社につきましては、暫時、亘理町の工場での操業を余儀なくされたところであり、私といたしましても非常に残念でなりません。

亘理町での操業に当たっては、県知事の営業許可を要するものであり、申請から許可証の交付まで、通常、半年を要するところですが、私自らが宮城県に申し入れ、申請から2か月足らずで許可証が交付され既に操業されました。この企業からは、山元町の復

興を祈念し、将来、山元町での操業を再開したいとのありがたい声をいただいておりますことから、今後とも出来る限りの支援策を講じてまいります。

また、商工業者全体の被災状況であります。互理山元商工会山元事務所によりますと、企業や商店294社中93件が被災し、うち33件が廃業や休業を余儀なくされましたが、被災した方々の中には再建に意欲を燃やす経営者も複数おられます。

このような経営者に対しましては、今般、中小企業庁が新たに創設した仮設店舗・工場の整備事業を活用し、経営者の需要に即した支援策を講じる考えであり、近日中に説明会を開催し早急に施設の設置に努め、一日も早い営業再開に寄与してまいります。

以上でございます。

1番（菊地八朗君）はい。行政区の取り扱いということで、仮設単位という町長の意見。つまり仮設ということは、例えば、この被災した6行政区の中でも、花釜区の行政区なんかは5か所位に分かれ、そこの中で区長、副の立場、この人たちは区長の任命。区長というのは、区の総会を開いて区の承諾をもらって、この人が区長ですよとして町から委嘱状をもらう。ただし、このような時にこういうように分散して、区の総会も開けない状況にある時に、区単位、そこ単位と簡単に言いますが、その区長さんの立場、どのように、例えば花釜、被災しても5月31日現在で、2,481になっていますが、その対応といますか、区の対応、総会も開けない時に、町として区長さんに、いつまでこの行政区をお願いしますとするのか、まず伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに大きな行政区を中心としてですね各仮設住宅団地に分散をしているという中での区の運営、あるいは区長、副区長としての機能を十分発揮しえない状況にあるわけです。時としましてこれまで経験していない被災の中での、新たな行政区の運営ということでございますので、適時適切な方向性を見出せない状況にあるわけでございます。そういう点では大変なところあるかと思いますが、まずは仮設住宅にお入りいただくこの段階が1つの節目でございますので、7月20日ごろには仮設を希望される方全員が入居されるだろうと考えておりますので、それまでに各行政区の運営がですね、分散しながらも少しは円滑な運営されるようなそういう仕組みを考え、お示しをしていきたいと考えております。

1番（菊地八朗君）はい。今区長さんの任期というか、今大変、役割的にも行政区の大きなところは大変だという答えはいただいたんですが、4月20日時点で仮設の入居率がだいぶあがる、そこで考えると、例えば行政区長さんの任期がいつまでになっているんですか。そのままになっているけども、いつまでお願いをしているのですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。現区長さん方の任期につきましては、基本的に3月末で期限切れておるわけですが、こういう被災の状況に鑑みまして、9月末日までの延期を基本的にお願いをさせていただいているところでございます。ただ、各行政区の諸事情もございまして、その諸事情を前提として可能な限り、9月までの延期をお願いをさせていただいたというわけでございます。

1番（菊地八朗君）はい。つまり22年度の区長さんで23年度の総会も開けない。状況をみて9月末日までやっていただけないかということで了解はもらったものの、例えば仮設の回覧物の配布にしても5か所ですよ。例えば同じ仮設住宅に入った行政区にしても、ま

た残っている区とか合わせれば、仮設住宅が5か所、そして避難所合わせればこれをどのようにして町民の意識、コミュニティを図りながら、そしてやはり、花釜の区民としてやってきた。それがバラバラになっている状況の時に、区長は9月末までになって町からこのようにします、ただやってくれという状況という一方的なお願いをして、その時にやはりこういう次の時に6行政区の区長さん、特に住所も仙台に行った人もいるだろうし。しかし任期内までやってここですっぺと言って、やってきている人に対して町として本当にこの行政区、仮設単位でこの行政をするという答えになっていますけども、仮設単位ということは浅生原地区にあの2つの仮設住宅、では浅生原区民となるんですか。区の総会は花釜だったら、その区は総会とは知らず、区長さんをなしにして浅生原区民として仮設の区長というか、仮設の班長さんみたいな形をとる考えなのかその辺、具体的に。

町長（齋藤俊夫君）はい。先般の区長会の中でも、今お話いただいたような確認、問い合わせがあったところでございますが、合戦原における療養所の関係ですね、二重に行政区プラス療養所というような合戦原については療養所を一つの区にみなしてというような、そういう形での当面の仮設住宅での人組織というのをさせていただきながら、いわば行政区の中の一つ独立した、切り離れた中での自治体の形成運営というのをお願いをさせていただくということでございます。

1番（菊地八朗君）はい。合戦原区は合戦原区でわかりますよ。例えば大きな行政区の在り方についても一度。やはり今質問しているのは今花釜区が5つが6か所に分かれている。これの対応をどのように考えているのか。

町長（齋藤俊夫君）はい。当面は花釜でいうところの現在5月末ですけども、681世帯というところの大きな世帯をする区でございますが、これが5か所に分散をしておりますので、大変今の区長さんなり役員さんはご苦労するわけですが、当分の間ですね分散している各行政区、仮設住宅を巡回していく形でお力添えをいただければなど、そういう中で7月末あたりを目途に現段階では我々も走りながらそういうような中で少しずつ実態を即したような区の運営がなされるように体制づくりをしていきたいと考えておりますので何分よろしくお願いたします。

1番（菊地八朗君）はい。やはり早急に6行政区の区長さんは被災した時にどういう対応をしたらいいのか、そして次の候補者、行政区長さん、そういう選任もあるので、いままでの22年度の会計決算というのがあるので、そういうところなんで、こういう時に7月20日だったらその日に、約90パーセントくらいの入居率だと思うので、その時点で即区長さんの対応、それからこの行政区そして編成されるようなその前にもう一度全区長会を開いて、そのようにしますともう一度考えていただきたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。町としてもやはり各区の運営が困らないように検討されるようにしていかなくてはならないと。過般の浜通りの区長さん方の集まりいただくなかでいろいろと意見交換をしていただいたと伺っておりますので、町としても更に6行政区を中心としてですね、いろいろご相談を申し上げる中で9月まで延長をしていただいている次回役員改選あるいは区の決算総会でですね、少しでも円滑に進めていただけるように対応してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

1 番（菊地八朗君）はい。続いて2点目の質問に入ります。行政区の取り扱いになるかと思うのですが、その辺について消防団の編成もやはり行政区、それと団員となると思うのですが、やはり行政区とは違った取り組み、編成の在り方についてももう一度。

町 長（齋藤俊夫君）はい。消防団の編成、再編と言わざるを得ない状況にあるわけございますが、今回の消防団活動等の中で消防団員が亡くなる方12名に及ぶと話をさせていただいたんですが、実は各分団等を通じまして、この団員の皆様の異動の関係ですね、これも確認をしているところでございますが、まだ最終的な団員の動きそのものが確認できていない状況にあるわけですけども、各団の動き、実態を再確認しながらですね、行政区の関係同様ですね早い機会に再編を含めた検討をしながら、行政区の関係と連携が保たれるような消防団の再編の在り方をですね、総合的な調整をしてまいりたいと思います。

1 番（菊地八朗君）はい。今町長の方からも団員の異動、そういうこともありましたけども、現在も消防団員は活動しているんです。その中に二次避難等でもいろいろな事あった時に、消防団こっちからも来ているんです。この地域の人から何日残る、そういうような消防団活動は常日頃残っているわけです。消防団員を一回団長を始めとして、消防団のあり方というそういう会議は1回か何回かなされたのか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。例えば私が直接入るような形で改まった会合というのはまだ実施しておりませんが、要所要所で本部役員の皆様と少しずつお話をさせていただいているところでございますが、先ほどご紹介したような団員の変動、実態などの確認も併せて今後の再編のあり方等について、改めて協議を進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

1 番（菊地八朗君）はい。そこで特に、今回の被災、津波に対して、例えば防災マップも本当は津波防災マップだと、ただし、このような状況で消防団員の本当に被災した浜通りの消防団の活動というのは、どこにどういう、今後の復興山元町にする、どういう道路、どういう——、この意見を聞くためにも早急な消防団員、全団員、班長とか三役、上役とかそういうのじゃなくて、実際活動した下の団員、こういう声を挙げてそこで今後の復興の取り組み、消防団のあり方、こういう意見を、そして消防団の慰労を兼ねた、3か月過ぎた、消防団全体のやはり意見聴取というか、そういう場を早急に持つべきと思うが、町長はどういう考えか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。町としても今回の未曾有の災害をまず点検、検証をするというところから、その教訓の中から山元町としての我が町としての防災体制の再構築を始めとする消防団の再編成、あるいは津波避難マニュアルの見直し等々について検討していきたいということでございます。そういうふうな意味で、今回6月初めの震災復興推進課の立ち上げとともに総務課の安全対策班の兼務体制を改めまして専任の班長を置かせていただきましたし、スタッフについても1名を増員しまして班長以下4名体制でこの防災対策、あるいは広報を含めた対応というものを再構築していきたいというふうな思いであります。復興計画そのものの中でも、やはり安全安心のまちづくりというのは大きな柱になると思いますけれども、その柱だてとともに具体にはどうしても防災計画の見直しとか先ほど申した消防団の再編を含めたもろもろの再点検の構築が必要でございますので、もろもろ本当に町として対応せざるを得ない部分が多々ございますけれども、しか

しそういう中であるんですがこの安全安心確保のために一時の猶予もございませんので、復興計画の策定と並行して我が町の消防体制の再構築これを早急に対応してまいりたいというふうに考えております。

1 番（菊地八朗君）はい。いま復興に向けての再構築のため一生懸命やるという、我々議会として、この被災の前にも防災無線の重要性、こういうことは訴えてきた。今回の復興計画にいろいろ取り込まれるか、先般の予算書見ても、あるいは通学路に街灯付けるって言っても例えば我々提案してきた、例えば住宅地の案内とか、小中学校通学路にどこどこ——避難施設の案内板とか、それらなんら、やはり我々議会として提案したものを次の復興計画、次の仮設とあろうが、取り組まれていない。我々、議会としても議員としても、こういうものはいかがですか、防災に関して消防団編成、消防活動に対してもいままで、こういうふうなこういうものを、例えば、こういうときこそ使って安全安心な仮設、ましてや仮設地じゃちゃんとした道路整備もなっていない、暫定の置き場所わかるようになぜ取り組まないか、こういうものもすべきと考えるか。例えば、防災の面から、案内の面から、例えば仮設住宅の案内板とか、互理町では何々仮設住宅入口とか書いてありますよ。山元町どこどう仮設住宅だって紙ではもらって我々はわかる、町民はわかんない部分も多い、それと——と——といったこの案内板にも使う気持ちはあるのか。今後、検討して早急に付けるとか、そういう考えありますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。まず基本的には、やはりどれほどの期間で安全、防災対策を講じていくのかということに尽きるわけでございますので、本当に根本から想定というものを見直していかなくてはならないという大きな柱をしっかりとつくっていくということが大事でございます。そういう中で各論としての目に見える部分での安全対策という中では、ご指摘のような注意を喚起できるような、あるいは誰でも確認できるような標識であるとか看板であるとか、そういうものを整備していくべきだろうというふうに思うわけでございます。本来であれば、3. 1 1 がなければご案内のように私としても2月議会でご承認いただいたような機関体制の整備、また農免道を中心とする安全安心の諸事業、あるいは街路灯の問題等含めて対応していきたいと思った矢先の出来事でございますけれども、初心に帰った中でいまお話を頂戴した部分も含めて一つ一つ着実に堅実に対応していきたいと、関連の中でご提案いただきました仮設住宅の案内標識ひとつとっても、これ新しい形の町の運営がなされようとしていますので、それはそれで貴重なご指摘でございますので、さっそくそういう看板設置の指示もすでにしておるところでございますので、今後ともいろいろお気づきの点、ご指導賜ればと思います。

1 番（菊地八朗君）はい。あくまでも町民主体で、町民の安全、企業でも——、安全、セーフティが1番大事なそこを重点において、そしてコストは3番目だ、とにかく町民のための町政ということをお願いします。

続いて、3番目ですが、工業会、いま町長さんから22年9月に1度、工業会と話し合いをもってその後もっていないと、そしてこの被災において2、3社が休業という形ということですが、商工業合わせて249件の93件が、33件ですか、33件が休業もしくは廃業、そこにおいて例えば政策、33件、従業員にしたら何人ですか。いま本当に雇用、ここで被災して農業も当然ながら、この人たちが多分企業に働いていた方と

というのはここで働いた、職を失った方はどちらかというと若い方、子育てを兼ねたそういう方が多いと思うんです。この人数的なものは、把握しているかしてないか、届出があったか。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体的な従業員の数については、担当課長の方からちょっとご紹介をさせていただきたいと思います。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。被災廃業関係33件とありますが、これは商工会の方のデータですけども、人数的には詳細な従業員数はまだ調べておりません。ただ、全体的にこの33件の内容は、ほとんどが個人経営者、自動車修理工場とか個人の商店関係、その辺で平均的に雇用があるといっても2、3人かなと、そのぐらいの数字でいまおさえています。以上です。

1番（菊地八朗君）はい。この届出あったのが2、3人雇用の個人事業、私がここでいう知っている業者、企業ですけども、100人以上は超えていますよね、例えば仙台スプリングも休んでます、風評被害でドギーフードも休んでいるし、岩機ダイカストも関連会社がほとんど休んでるし、被災してるし、それに対して例えばこの従業員数は、ざっと200人以上は超してると思いますよ、300人。この人たちが町の雇用に使えるわけでないし、—もらって行ってるのは行ってますけども、この企業の復興、そしてこの個人企業であってもこの人たちに、じゃあ山元町として町長は団地、仮設店舗の用地取得、そういうことを考えるということですけども、例えば安住電機であろうが、あそこが復興するための支援、ただ普通の小さい個人店舗はその人たちは1人とか2人、早くやはり営業してもらいたいし、仮設とか店舗の敷地を早くしてやっていきかえってもらって、—してもらわないといけないし、例えば仙台スプリングとか、工場内で地震と津波とか分けて、地震の災害でもいっぱい被災して休業している状況、そういうところに対しては、ここにやはり若者の雇用そして1日も早い雇用復活、3か月無職でいるんだから休ませて、この人たちのために町として何らかの支援という形で、仮設の問題だけでなく、金銭的な支援とか、こういうものが必要だと思いますが、町長その辺はどうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど、産業振興課長からお答えさせてもらった部分については、どちらかというといわゆる家族の従業員を中心とした事業所が今回再興を目指して取り組む、そういう方々の平均的な数字をご紹介させていただいたものというふうに思います。また、議員の方からお話出たように、ひとつ見ていきますとそれぞれ100名なり200名なりという規模の企業でも一時休業なり、お隣の亘理町への転出とかそういう状況があるということでございます。具体的に、このどういう形の町の支援ということでございますが、基本的には資金繰りに対する貸付制度の利用ということが基本になってくるわけでございます。そしてまた、先ほどお答えさせていただきましたように、稼働期を中心とした事業者の方でいち早く丘通りの方に自らの努力の中で土地を確保して事業を再開された方もおるんですが、なかなか土地そのもの、あるいは建物も自力で確保するのが難しいという方々もいらっしゃいますので、そういう方についてはこの中小企業の基盤整備等が無償で仮設の店舗なり事務所なり工場をですね、こういう部分を整備して各自自治体の方に貸与してくださるといって制度なものですから、いま町としては、各事業者の方々に要望を承っておりますして現段階で11の事業所の方からの希望が出されてお

りますので近々中に説明会を開催して具体性のある支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

1番（菊地八朗君）はい。11の業者からあったということですが、まず、工業会の13社の人を集めて一回対話をして、今後の復興に向けて、そして1日も早い従業員の確保、雇用に向けて、やはり大事だと思って、いつ本当に、3か月過ぎただけで、もう別な場所で復興しますって来たのは1社か2社しかないんです。できる可能性とか場所を借りたのは、ですから、町としてもじゃあ皆さん、復興はそういう声を発すれば、そして工業会の13社に出向くなり担当課長を連れて、県との要望の中にこういう支援策がありますよ、そういうものをもって、やはり1日も早い、何か月も、この工業会との話し合い、打ち合わせ、要望を聞く話し合いを考えられるか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の被災規模の中で、いまご指摘の産業の振興等々含めて、大変な対応をしなくちゃならない業務があるわけですが、一つ一つやはりこの被災の時間の経過する中で、より適切にタイムリーに対応できる優先順位というものもどうしても限られた中でございますけれどもあるものですから、そういうものとの整合性を図りながらいち早く工業会との話し合いというそういう機会を確保していきたいと、また復興計画づくりの中では、今回の方にも町から改めて要望なり提言なりというものを求めていきたいというような機会も考えておるところでございますので、いずれにしましてもそういう機会の確保に意を用いながら速やかな支援ができますように町としても努力していきたいとそういうふうに思います。

1番（菊地八朗君）はい。最後に、雇用の場、若者の定着という面からも工業会、復興、復活、復旧を願うためにも、やはり、早い工業会との対話、そして話し合い、そして支援策ということをお願いいたしまして終わります。

議長（佐藤晋也君）1番菊地八朗君の質問を終わります。

議長（佐藤晋也君）7番佐藤智之君の質問を許します。佐藤智之君登壇願います。

7番（佐藤智之君）はい。それでは、私は平成23年第2回議会定例会におきまして東日本大震災の対応と復興等の対策について一般質問をいたすものでございます。

はじめに、このたびの東日本大震災で犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りいたしますとともに被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げるものでございます。

さて、3.11東日本大震災から早や3か月が経過し、これまで自衛隊、警察、消防等の各関係機関をはじめ、各自治体またボランティア団体、民間の多くの方々からの献身的なご支援をいただき、復旧が進み、ようやく復興に向けて緒に就いたところでございます。以下、8項目について町長、教育長に伺うものでございます。

①といたしまして農水産物、特に本町の代表的ブランド品でありますいちご、ホッキの今後の再生計画について、②名取、亘理ブロックの2市2町の災害廃棄物二次仮置場予定地での環境衛生対策上、特に心配されますアスベスト、焼却灰、すす等について伺います。③仮設住宅入居が進む一方で民間賃貸住宅への入居希望者が620件、これは過日、議会初日で町長説明要旨の中で示された件数でございますが、620件と報告さ

れてますがこの620件の町内外の入居予定件数と今後大幅な人口流出に歯止めをかけるための対策について。④特に学校や保育所等における避難訓練については、これまでの地震の避難訓練に加え、場所によっては津波への避難訓練も併せ行わなくてはならないと思います。それから、幼くして未曾有の震災に遭った子供たちの心のケアの強化が大きな課題であります。またその対策が急がれるところでありますが、その心のケアについては、先ほど佐山議員の質問への答弁で概ね理解できたところでございますけれども、私は別の観点からこの件につきましては、今回の巨大地震、巨大津波に対するとてつもない恐怖で子供たちの心に深い傷を受けると、その時の出来事を繰り返し思い出すなどの症状が出ると言われ、その結果情緒不安定、睡眠障害などを引き起こす、通常は徐々に収まるが1か月以上続くと精神病などに至る可能性があるといわれております。この心的外傷ストレスの対応については、看護師、臨床心理士などの配置が必要であるといわれてますが、その対策について伺います。⑤に、学校施設や公共施設の耐震診断や耐震工事が終わっていない施設があればその診断と対策について。⑥に福島第一原発事故の放射能問題が、連日マスコミで報道され問題となっておりますが、山元町は大丈夫かとよく町民から聞かれますので、放射能の数値の公表を町民のだれもがわかる方法で、都度公開してはどうか、また、これから9月にかけて南よりの風が強くなり、本町としても油断のできない時期を迎えるわけでございます。また、学校等の校庭の土の放射能の数値の調査、またその対策について。⑦でございますが、本町で導入した被災者支援システム、これは災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳をつくり、1つには家屋の被害、2つには避難先、3つ目には犠牲者の有無、4つ目に口座番号、5つ目に罹災証明の発行状況などを一元的に管理をする、氏名などを端末に打ち込めば被災関連情報をすぐに見つけだすことができる仕組みといわれておりますが、このことが新聞で紹介され、いま非常に注目されておりますけれども、この支援システムの今回の評価について伺います。⑧夏の電力不足が懸念されておりますが、本町での節電対策について伺います。以上、8項目についての1回目の質問といたします。

議長（佐藤晋也君） 暫時休憩します。再開は2時10分といたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

議長（佐藤晋也君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君） 町長齋藤俊夫君、4、5、6については、教育長森 憲一君。

町長（齋藤俊夫君） はい。佐藤智之議員の「東日本大震災の対応と復興等の対策について」の質問にお答えします。

1点目、「いちごやホッキの再生計画」についてですが、地震が発生した3月は「いちご」・「ホッキ貝」の最盛期であり、押し寄せた津波により壊滅的な被害を受けました。

「いちご」については、129軒の農家のうち、沿岸部に位置する124軒の農家が被災し、生産被害、施設被害を合わせた被害額は21億円にまで上っております。

被災した124軒のうち、施設を修繕することで今年度の収穫が可能となる農家9軒にあっては、国の第一次補正予算で創出された「東日本大震災農業生産対策交付金」を活用し、年末のクリスマス需要期に向け、既に農作業が開始されており、今後の産地復活に向け心強いところであります。

また、今年度の作付けを断念した農家に対する支援といたしましては、山下園芸振興会役員会や同振興会の各部会へ参加し、今後策定する土地利用計画に即した「いちご畑」の団地化や農作業機械の共同利用などを提案し、いちご農家の経営の合理化と営農意欲の向上に努めております。

一方、「ホッキ貝」につきましては、自然の恵みを絶やさないため、長年、資源管理型漁業に取り組んでまいりましたが、想像をはるかに絶する大津波により漁に使用する全ての船舶が打ち上げられ廃船を余儀なくされたため、ホッキ漁を含め全ての漁業が再開できない状況下にあります。

また、海底に沈む瓦れきの調査や新たな船舶の入手など課題が山積しておりますが、漁業者の方々にあっては、漁船や漁具の共同利用などを模索し、一日も早い漁の再開に努めたいと伺っております。

この度の農林水産業に関する第一次補正予算については、一時的な復旧を目的とした予算であり、復興に関する予算については、第二次補正予算以降で創出するとの説明を受けております。

今後の国の予算編成や第一次産業の復興に関する各種施策に注視し、山元町を代表する一次産品の早期復活と、これまで以上の生産体制の確立に取り組んでまいります。

次に、2点目「災害廃棄物二次仮置場の予定地周辺の環境・衛生対策」についてですが、二次仮置場の管理、運営につきましては、宮城県に業務委託をお願いし、現在開催中の県議会5月定例会において、二次仮置場の設置・運用も含む災害廃棄物処理に係る補正予算を審議している状況にあります。その中で、県は瓦れき撤去中に飛散の恐れがあるアスベスト（石綿）対策に関し、建築物の解体現場でのアスベスト測定を実施する方針を明らかにし、結果を随時公表するとしております。

県では、予算成立後、災害廃棄物処理に係る基本計画、測量設計業務ですね、これを発注し、基本計画の内容を十分に踏まえ、6月末には二次仮置場の発注、これはプロポーザルによる企画提案ということでございますが、この準備を進める予定としております。

町といたしましても周辺への環境を重視することから県に対し、運搬車両は荷台をシート等で覆う等、廃棄物が飛散流失しないよう防止対策を行うこと。また、悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じること。廃石綿、飛散性のものがございますが、これを二重に梱包した上で、他の物と混合するおそれのないよう区別し運搬することなどを徹底するとともに、二次仮置場内の管理・運営に対しても、ひとつとしては、敷地内への遮水シート等の設置、あるいは排水溝により汚水の地下浸透を防止すること。また、飛散防止ネットの設置や散水による飛散防止を行うこと、さらには消石灰等による消毒及び消臭剤の散布等による悪臭対策を行うことなどを要請してまいります。

また、可燃物の発酵熱による自然発火等の発生に対しても、消火器や防火用水の他に土砂と重機も備えて置く等の周辺環境に影響が出ないように要望をしております。

次に、3点目の「仮設住宅扱いとなる民間賃貸住宅入居希望者の内訳と、人口流出防止対策」についてですが6月13日現在、民間賃貸住宅への入居希望者648件となっております。内訳としましては、山元町内が57件、町外が591件となっております。

また、大幅な人口流出に歯止めをかける対策といたしましては、被災された町民の皆様が安全・安心に居住することができる環境を確保することが重要であると認識しております。

このため、まずは、7月末までに策定する震災復興基本方針として定める、将来の土地利用のゾーニングの中で、被災された方々が安心して移転していただく居住地域をお示ししてまいりたいと考えております。その後の復興計画策定作業の中で、津波の及ばない地域に優良な住宅地を整備するとともに、新たに自宅を建築することが困難な方に対しては、安価に入居できる公営住宅を整備するなどの対応も含めた検討を進めてまいります。さらに、住まいだけでなく、他の自治体と差別化が図れるような魅力のあるまちづくりにより、人口流出に歯止めをかけ、かつての賑わいを取り戻したいと考えております。

次に、4点目の「学校や保育所等における避難教育と子供達の「心のケア」の強化」についてですが、はじめに私から、保育所における避難教育と心のケアの強化について、お答え申し上げます。

震災前の避難教育をはじめとする防災教育においては、子供であっても有事の際に自然に避難行動に移れるような心掛けを身につけていただくべく、毎月1回、地震や火災を想定した避難訓練を実施し、また、この訓練とは別に年2回、消防署員の指導を受けながら、総合防災訓練を実施してまいりました。

しかしながら、予見しがたい大規模な津波によって、未だ信じ難い甚大な被害が発生したことを踏まえ、2度と同じような災害を繰り返さないようにするため、震災後の去る5月27日、保護者をはじめ、地域の方々や地元の警察署員のご理解とご協力をいただき、津波災害による広域避難場所を山下中学校に想定し、入所児童の避難・誘導訓練を実施いたしております。

今後も、子供達を安全、かつ、迅速に避難させるための方法や経路について検討を重ねてまいりますとともに、地域の皆様との連携を図りながら定期的に避難訓練や防災教育を実施してまいりたいと考えております。

また、心のケアの強化についてですが、今回の地震や津波によって、言葉では表現できない程の恐怖体験をされた方々に起こりうる心身の反応と症状は、心理面、感情面、思考面、身体の変化、及び行動の変化となって現れ、一部の方々は、時が経ってもその恐怖体験が過去のものとはならず、心や身体の不調を長く引きずってしまうことが懸念されております。

特に、子供が災害から受ける心の衝撃は大人より大きく、心や身体の不調が大人と違った形で現れる傾向が強いと言われております。

このような心の問題に対処するため、長崎県から医師や精神保健福祉士など5名から

なる心のケアチームの派遣を受け、震災直後の3月18日から各避難所の巡回を行い、心の相談や指導にあたっていただいております。

なお、心のケアは長期間にわたる対応が必要であることから、保育中においては、保育士が常に子供の心の変化や行動の変化に注意を払い、適切に対応するよう努めてまいります。

また、保護者任せにせず、地域全体で子供達を見守る体制づくりも重要でありますことから、宮城県の児童相談所をはじめ、関係機関の指導をいただきながら子供たちの心のケア問題に対し、慎重かつ、適格に対応してまいりたいと考えております。

次に、公共施設の耐震診断と、その対策についてであります。本庁舎及び坂元合同庁舎については、平成21年度に耐震診断を実施し、その結果を受け、平成23年度以降に耐震補強工事を行う予定でしたが、今回の震災に伴い今後の対策については、見直しが必要となりました。

本庁舎については、被災後に危険度調査を実施した結果、危険との判定を受けるとともに、損傷を受けた望楼の撤去が必要となったため、すぐ工事に着手し、完了したところであります。

また、本体についても損壊の程度や経年数、建築基準法の関係から、建替えが必要との判定であることから、やむなく仮設庁舎の建設となったところであります。

なお、坂元合同庁舎についても同様に危険度調査を行い、建物自体への大きなダメージは見受けられませんでした。今後、詳細な調査を行い、その結果を見て、耐震補強工事を行うなどの対応をしてまいりたいと考えております。

7点目「被災者支援システムの効果」についてですが、このシステムは、阪神大震災時に兵庫県西宮市が、被災者のために必要な支援策を集約し独自に開発したもので、罹災証明書がスムーズに発行するとともに、被災状況や避難所データを一元管理して、被災時における各種支援制度の効率的な事務処理が期待できるシステムであります。

本町におきましても、震災直後の3月22日に、被災者支援システム全国サポートセンターから、同システムの提供について連絡を受け、被災後、想定される災害事務や罹災証明書の発行などを迅速に行うため、4月上旬から導入を図ったところであります。

導入の効果であります。最大のメリットは、罹災申請に基づく被災情報や避難所情報などのデータを一元管理することにより、被災者生活再建支援金や義援金の支給判定のデータとしても活用することができます。

また、仮設住宅の入居・退所の管理など、多様な制度にも利用できますので、被災者の方々が本来の住所とは別の住所に異動していても、住所情報を管理できるなど、今回のような大規模災害時に、大量の事務処理を短期間で行うためには、大変有効なシステムであると考えております。

最後に、8点目「夏季の節電対策」についてですが、政府では、今年の夏に想定される電力不足に対する対応策を5月13日に決定し、大口需要家・小口需要家そして一般家庭に対し、一律で15パーセントの節電を求めると発表しております。

節電に向けた具体的な対策といたしましては、各家庭での節電を促すため電化製品の消費電力や節電方法を明記した節電対策メニューの周知を図り、家庭での取り組みを促

進することなど、新聞・テレビなど多様な媒体を通じ、国民運動として取り組むこととしております。

本町といたしましては、震災後初めての夏ということもあり、また、被災者の皆様には、仮設住宅での慣れない環境の中で大変ご苦勞をおかけすることになりますが、健康管理に配慮しながら、町民の皆様のご理解とご協力をいただき、国の節電対策に沿った取り組みを展開してまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

議長（佐藤晋也君）教育長森 憲一君。

教育長（森 憲一君）はい。佐藤智之議員の「東日本大震災の対応と復興等の対策」のご質問にお答えいたします。

はじめに、4点目、「学校や保育所等における避難教育と子供たちの「心のケア」の強化」についてですが、各小・中学校では、地震発生等の災害時における児童生徒の生命と安全を守るために、教育計画等に基づく避難訓練等を定期的実施してきたところで

す。具体的には、防災意識を高める指導をはじめ、様々な状況を想定した避難誘導等の訓練や校舎内外における安全点検等、学校管理下における災害発生時の対応について、地理的条件等、学校の実情に合わせた取り組みを行っておりますが、今回の大震災の被災状況等を踏まえ、各校の安全・危機管理マニュアルの見直しを含めた避難教育に力を入れ、児童生徒の安全確保に万全を期するものであります。

また、今回の被災を受けて、児童生徒の心から拭えない、辛く悲しい経験をしている現状から、各小・中学校においては、養護教諭チームによる心のケアのサポートを始め、臨床心理士やスクールカウンセラーを定期的に配置するとともに、特に、教職員や保護者等、児童生徒に係わりを持つ方々の心のケアに配慮し、少しでも早く日常に戻れるよう努めております。

次に、5点目、「校舎や体育館等の耐震診断とその対策」についてですが、山元町の学校教育施設については、昭和56年以降に建築された全ての小・中学校で耐震診断が実施されており、補強が必要とされた建物については、既に補強工事が完了していたことから、地震が発生した3月11日時点では、今後改築を予定している坂元小学校講堂を除き、全ての学校教育施設の耐震化が終了している状況です。

また、社会教育施設については、平成21年度から22年度にかけて、中央公民館、体育文化センター、町民プール及び第二体育館の耐震診断を実施してきました。その結果、補強が必要であると判断された施設については、補強工事の時期やその是非を検討してはりましたが、今回の震災により状況が大きく変化したことなどから、被災状況等を新たな判断材料に加え、改めて検討してまいりたいと考えております。

なお、震災の影響で、一部の建物に損壊が見られたため、4月に実施した応急危険度判定等の調査結果を踏まえ、順次補修を進めるなど、施設利用者の安全確保等を最優先に対応しております。

次に、6点目の「福島第一原発事故の放射能の数値の公表と教育分野での対策」についてですが、山元町では、東北電力の協力のもと、3月13日から放射線量の測定を役場駐車場内及び坂元支所駐車場内で開始し、さらに、5月20日からは、県境近くの中山

地区においても測定し、その結果を町のホームページで公表してきたところです。一方、教育委員会におきましても、5月24日から各小・中学校の校庭及び校舎内等で週に2回測定を行い、その結果を学校にも連絡し、各校の学校だより等を通じて保護者へも周知してきております。

放射線量の測定結果は、いずれも文部科学省で示している基準値を下回っており、健康に被害を与えるレベルではないものと考えておりますが、プール利用については、プール清掃時に処理した汚泥等から、基準の境界値にあたる放射線量が測定されたことにより、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、当面、プールの利用を自粛しております。

なお、各家庭に対しましては、放射線からの影響を低減させるため、登下校時における帽子の着用や、外出後の手洗い・うがい等に努めるようお願いしているところです。

私からは以上でございます。

7番（佐藤智之君）はい。それでは、1点目のいちご、ホッキについてでございますが、いちご129軒のうち124軒が被災に遭われたと、その124軒の中で今後とも再生産活動に意欲をもっておられるいちご農家、おおよその数で結構でございますけれども、もしつかんでいるのであれば教えていただきたいと思っております。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体的な状況把握については、担当の産業振興課長から説明させます。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。被災を受けたいちご農家町内分につきましては、ただいま農協と打ち合わせをしまして今後の再興をする方々と、その方々がどのくらいの面積を必要とするのか、それを農協等々と今後、調査等進めている段階であります。数についてはおさえていません。

7番（佐藤智之君）はい。今年の12月のクリスマス用に、現在、9軒ですか、年末に向けてまずはスタートするというので、今後12月までに9軒よりさらにふえていく可能性があるのかどうか、その辺について。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。ただいま、7名から8名くらい、こちらは亘理の逢隈地区にJAさんの方で農地を確保しまして、そちらの方に若干1人当たり2反部くらいになるのかと思っておりますけども、今のところ7名か8名、クリスマスに向けやっていくという計画、希望者がおります。

7番（佐藤智之君）はい。町長にお伺いしますが、この前、新聞等で報道されましたけれども、亘理町では姉妹都市の北海道の伊達市ですか、向こうで用地を貸与すると、5年間の期限付きのようでございますけれども、その辺の山元町としての打診等についての今後の見通しですか、この辺はどのように考えておられるのか。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず基本的に、具体のこのいちご農家の再興意欲と申しますか、これについては早い段階ではございましたけれども、3分の1についてはぜひ早い機会にという強い意向をお持ちの方がおりましたし、状況を見ながらというふうな方々が3分の1、そして3分の1の方がこの機会にちょっと再検討をせざるを得ないのかなと、そういうふうな大まかな傾向がみられたということをご紹介させていただきたいというふうに思います。具体的にいろいろな動きがございます。ご指摘の亘理町では姉妹都市である伊達市のご協力とご理解を得ての向こうでの栽培と、そしてまた栃木の方では苗の確

保、そういう関係でのご協力、そういうふうな状況もございます。やはり、今回の被災の大規模、あるいは広域的な部分も含めて、内外からのいろいろな形でのご支援をいただく中で我が町のブランド品、東北一の亘理町との形成しているいちご産地を様々な形でご支援をしていきたいというふうに思いますが、まずやはり情報を共有することが大切だろうと思いますので、農協さんとも連絡をとりながら、あるいは生産組合の方々とも連携をとりながら様々な形で再生復興に向けて支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

7番（佐藤智之君）はい。次に、ホッキの件でございますけども、私は数日前に磯の漁協の代表の方とたまたま意見交換といいますか、お話を聞く機会があったんですけども、25軒ほどですか、いままでホッキに携わっていた方、その中で今後の再開の意欲について意見を交わしたのですが、高齢者2、3人を除いて、2、3人の方は引退をすると、それ以外の方は非常に再開への意欲を強く持っている、したがって埼玉県から借りた小型船、マリン会社から借りたそうなんですけども、その1隻を使って港の航路状況とか、瓦れきの状況等をいま調べてあげているんだと、またホッキ貝がどれだけ生息しているか、その辺も調べているんだとこういう話を聞きまして非常に心強い感じをもったわけなんですけども、その辺について先ほどのいちご農家、またホッキの漁業関係者とまずは町長自信、早急に会っていろいろなお話を聞くべきではないかと、それがひいては復興計画に大いに反映されるのではないかと思いますけど、その辺について伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。私も被災直後に県、あるいは国、国会、そして関係省庁の皆様方が被災後の山元町を訪れていただく中で、そういう機会を通じて農家の方、あるいはこの漁業者の方々と意見交換する機会があったわけでございますけれども、やはり、ご指摘のように被災直後のそれぞれの皆さんの再生復興にかける意欲、また時間が経過する中での思いが変化している状況もございますので、その時々に応じて関係者の方々とタイムリーな意見交換をすると、そういう中でこちらタイムリーなニーズを把握して対処するという姿勢が大事だろうというふうに思いますので、今後ともそういう姿勢を大事にしていきたいと思っておりますし、今後、復興計画をつくる中におきましてもいちごの振興組合の方でありますとか、漁業関係の皆様などにもこちらからいろいろご提言なり要望なりを承るようなそういう積極的な対応もしていく中で我が町の大きなブランドでございますホッキ、そしてまたいちごの積極的な支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

7番（佐藤智之君）はい。この①についてはくれぐれもしっかりと取り組んでいただければと。次の②の二次仮置場については、これは実際稼働するのはいつごろの時期なのか。これは当然、県の事業ということでいろいろ県にお願いしている項目、先ほどお聞かせいただきましたけど、具体的な稼働等についてその辺、時期がわかれば。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもちょっと触れましたように、県議会の5月定例会においてこの二次プラントの必要な予算措置をしているという状況でございますが、この中でいわれておりますのは、年度内にもプラントの整備を進め、一部具体の焼却なり粉碎なり、あるいは分別の作業を開始していくというふうな、そういうふうな大まかな日程になっているというふうに伺っております。

7番（佐藤智之君）はい。次に、③の仮設住宅の648件が57、町外がぐっと多くて10倍以上の591件、この町内の町村別の件数を知りたいと思うんですけども。

町長（齋藤俊夫君）はい。民間賃貸の市町村別の内訳ということでございますけども、主なところをご紹介させていただきますけども、仙台市がもっとも多くて162件、お隣の角田市が97件、岩沼市が94件、隣の亘理町が58件、柴田町が50件、名取市が46件、大河原町が32件ということで、この辺がいわゆる2桁台の市町ということでございます。

7番（佐藤智之君）はい。この中で、仙台が165件、もちろん通勤等のからみもあるかと思えますけれども、問題は、1番心配されるのはこのままこれらの市町村に引き続き定住されてしまう、これが1番恐ろしいことでございます。その対策として、先ほどいろいろ町長の方から考えが示されましたけれども、本当にこれについては、復興計画の中でも十分に検討して何としてでも多くの方々が再び山元町に戻っていただけるという素晴らしい方策、政策をつくりあみだしていかなくてはならないと思えますけれども、その辺についてもう一度お聞かせください。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに、一時的な減少としてはご懸念の町外の転出、移住という傾向状況がみられるわけでございますが、中にはまた地元に戻りたいというふうなお話も随所で伺っているところでございますので、町としてもやはり町民の英知を結集して今まで以上に住みよいふるさとづくり、まちづくりを進める中で一端は町外に出た方でも戻っていただけると、さらに新たに魅力を発信できることで新たな定住確保につなげていただけるようにそういう復興計画の策定に全力投球してまいりたいというふうに思っているところでございます。

7番（佐藤智之君）はい。④学校、保育所関係の避難訓練とは、と申しあげましたけど、中身的には避難教育、いわゆる避難災害教育、そういうネーミングで名づけてもいいのではないかと思われるくらい重要な中身でございます。要するに、徹底して子供たち、あるいは、園児たちに体で覚えさせる、いざ災難のときに、ここは平坦地が多いですので小高い丘があればすぐ目標がわかるんですけど、とにかく西へ逃げろとそれを叩き込む教育が大事ではないかと、このように思えますけども、それと心のケアの件で長崎県から5名の先生方がきていらっしゃると、今後もずっと学校関係に残っていただけるのかどうか、その辺教育長いかがですか。

教育長（森 憲一君）はい。前者の方の避難災害教育、ご指摘のとおりだというふうに私どもも考えておるところでございますし、また、現在、今回の大災害を受けて各小中学校の校長に対しては、それぞれの小中学校でもっている避難災害マニュアルについて見直しを始めるように指示をしたところでございます。

なお、後者の心のケアにつきましては、現在も各都道府県なり宮城県の教育委員会なりの支援をいただいているところでございますが、引き続いて、きょう6月14日でございますが、臨床心理士を始めとする専門的な知識ケアを有する人たちの今後の継続的なケアを継続していただいていると、今後もしばらく続くという予定でございます。

7番（佐藤智之君）はい。次に、⑤の耐震関係でございますけども、山元町は耐震診断も順調に進んでいるという報告でございます。それで、坂元小学校の講堂、これはいつの議会だ

ったか議題になった記憶がございますけれども、かなり年数の経った講堂で、耐震上非常に問題があると、そういうことでこれも耐震対策急ぐべきであると思っておりますけれども、幸いにして国の支援制度がありますので早めにその対策を練るべきと思っておりますけれども、この時期等についてもし予定があればお示しいただきたいと思っております。

教育長（森 憲一君）はい。いまお話の坂元小学校の講堂につきましては、経緯はいま議員さんが言われたとおりでございます、今回も現在危険度があるということで使用していない状況でございます。大変子供たちには、あるいはPTAの方々にはご不便をおかけしているところでございますが、いまお話がございましたように、教育委員会といたしましても早めに正常な形に戻れるよう努力してまいりたいというふうに思っております。

7番（佐藤智之君）はい。⑥の原発関係、その数値の公表でございますけれども、確かにホームページ等で公表されていると伺いましたが、例えば仮設住宅生活者にもよくわかるように、一番いいのは防災無線で定期的に時間帯を決めて町長の生の声で公表、発表するのが一番いいのではないかと、皆さんご安心くださいとか、その辺のコメントを入れながらと思っておりますが、その点について町長どうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに、私が直接安心情報として自ら防災無線を使ってというのも一つの方法だというふうに思いますが、様々な形で広報すみずみまで周知徹底することには大事でございますので、あらゆる機会を通じて安心安全情報の共有に努めてまいりたいと思っております。

7番（佐藤智之君）はい。教育長にもう一度確認します。6点目の学校の校庭関係の放射能の汚染、これはいまのところ山元町内の汚染の心配はないと考えていいのでしょうか。プールは若干問題があるとちょっと聞きましたけど、その辺もう一度確認したいと思っております。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。現在、週に2回ほど各小中学校の校庭、校舎等の中、あるいはプールのサイド、花壇、滑り台、中学校においては野球場、かなりきめ細かに測定をし、学校にすぐ情報を流しているところがございます。いずれにつきましても、現在のところ健康等に問題のある数値ではございません。基準値を下回っているところがございます。なお、先ほど、プールのことについて申し上げました数値につきましては、山下第一小学校においてプール清掃を行った際、水を抜いて底にたまった葉っぱであるとか木葉、砂であるとかそういったものを教職員と避難所の方々にお手伝いをいただいて、子供の手ではなくてですね、除去した際に、1か所に溜めておいたわけですが、学校の方で少し心配だったので1度測定してもらえないかという話がございます。計測しましたところ、2回ほどやりましたが1回目が1.95、2回目が2.16という数字が出て、境界値の値でございましたので万が一のことを考えて、しばらくの間自粛をすると、直接水ではなく土ではあるんですけども、そういうふうな措置をとらせていただきました。なお、その計測し心配だった砂等については、きちんと遮水シートを用いて1.5メートルの深さに処理をしております。

7番（佐藤智之君）はい。⑦の支援システムの件でございますけれども、非常にこれ、1度入力しますと一元管理ができるということで、こういう災害時には有効な手段で、いま新聞等でも非常に全国の自治体に発信されているようでございます。山元町として、このシステムを導入したことによって他の市町村と比べて、いわゆる国からの支援金、県から

の義援金、町からの見舞金、この辺の支払い、町民からよく言われました、いつ払うんだと、いつ振り込んでくれるんだと、遅いんじゃないかと、その辺の他市町村と比べて山元町はどれくらい早めに支給されたのか、もしおわかりであれば。

町長（齋藤俊夫君）はい。私の方から概括的なお話を申し上げて、個別、具体の制度ごとの処理、あるいは口座への支払関係は担当の保健福祉課長からお答えさせていただきたいと思えます。まず、ご指摘の、当初の段階では町民の皆様方に大変ご心配をおかけしたところでございます。どうしても皆さん、これほどの被災を受ける中で、町からの情報提供もなかなかタイムリーな形で情報提供しかねたという部分もございますし、あるいは、人づてに他の自治体の動きなどもそれぞれ個別に情報をキャッチされる中で、いわば未確認情報との比較の中で、どうしても地元、山元町は遅れてるのではないかというふうなご心配を多々いただいたところがございますけれども、5月の19日だったでしょうか、朝日新聞の朝刊でもご紹介させていただきましたけれども、罹災証明書そのものの発行率につきましては、岩沼市さんに次いで高い、99パーセントの罹災証明書の発行状況でございます。ご承知のように、罹災証明書がすべての支援制度の基本になる証明書でございますので、この発行なくして次の段階には入れないという状況にあったわけでございます。これから、個別の制度の支給状況をご紹介させていただくわけでございますけれども、町としては、全体としては比較的順調な罹災証明書の発行、そしてそれに続く各種支援制度の事務処理、これを対応できた部分があるのではないかというふうに考えているところでございます。皆さんも、それぞれ新聞等々でご案内のとおり、いろいろな被災の程度、レベル、各自治体で異なるわけがございますけれども、必ずしも大きな自治体がスピーディな対応ができたかというところでもない側面がマスコミ等の情報からすると伺えるということもございますので、私としては、全体としては職員含め、県内外の自治体の皆さん、あるいは財務局の皆さん等々からのマンパワーのご支援もございまして、それなりの処理状況を確保できているのかなというふうに思っているところでございます。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。お尋ねの各自治体と比較した場合の本町の処理状況は、というふうなことでございますが、生活再建支援金を始め各種の再建支援制度に基づく支援金の支給というふうな部分についてでございますが、こまく他自治体との比較というふうな部分はできておりませんが、一部義援金の配分状況というふうな部分について、県等で取りまとめている公表されているものがございます。これによりますと、山元町は6月6日段階でございますけれども、支給対象件数延べ3,676件に対しまして2,465件の支給というふうなことで支給件数ベースにおきましては、67.1パーセントの支給をみておるところでございます。これを県内の他自治体との相対比較でお話をさせていただきますが、多いところは被災件数の小さいところとかいうふうな部分については、必然的に処理率が高いわけでございますけれども、本町は県内で見たときに、上位3分の1以内の範囲に間違いなくあるというふうなことでございますので、これをもって山元町の処理状況の程度をご判断いただければ幸いかなというふうなことでございます。なお、その他の生活再建支援金を始めとする各種の支援金について、若干、現在補足している部分について事例的にお話をさせていただければと思います。本来の被

災者再建支援金でございますけれども、これにつきましては、6月9日現在で捉えた数字でございますけれども、対象件数2,651件に対し2,508件の申請を受理しております。受理率でいきますと94.6パーセント、なお支払の関係につきましては、国が直接支払いをするというふうなことでございますけれども、早いもので5月27日から振込が開始されておいて、5月27日段階におきます把握におきましては、約3分の1の振込がなされているという情報を得ております。

次に、損害見舞金でございますけれども、これにつきましては町単独の施策でございます。3,063件に対して2,709件、申請率で88.4パーセントでございますけれども、これに対する支払につきましては94.7パーセントというふうなことでほぼ100パーセントに近い状況にあると、なお義援金、国の分でございますけれども、先ほど、他自治体との相対比較で6月6日現在お話をさせていただきましたが、これを6月9日でとらえますと、こまい件数は別にしまして支払率では95.79パーセントというふうなことで相当高率な支払率になっているということでございます。今後につきましては、災害弔慰金なり県、町の義援金、こういったものを速やかに支給できるように努めてまいりたいというふうなことでいま現在におきます処理状況はこのような状況であるということをご理解をいただければというふうな存じます。

7番（佐藤智之君）はい。最後ですが、8番目、節電対策、国の方針に従って15パーセント、当然町がまず模範を示しながら各家庭、各企業にもその辺周知徹底を今後どのような方法でされていくのかをお聞きして終わりたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほども原子力問題に関する広報のこともございましたが、やはり、この問題も含めて、町民、広報、——を中心としていろいろな場面で町民こそってこれを理解し、実践していただくような手筈を整えていきたいというふうに思いますので、ご理解、ご協力よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（佐藤晋也君）7番佐藤智之君の質問を終わります。

議長（佐藤晋也君）この際、休憩します。再開は3時15分といたします。

午後 3時04分 休憩

午後 3時15分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君）8番遠藤龍之君の質問を許します。遠藤龍之君登壇願います。

8番（遠藤龍之君）はい。第2回議会定例会にあたり東日本大震災への対応について町長、教育長にその所見を伺うものであります。

復旧、復興へ向けての当面の課題についてという質問であります。1点目は、4か月を迎え長期化する避難所の生活環境の改善等、この間の取り組みについてお伺いします。

2点目は、仮設住宅の運営と今後の対応についてお伺いします。

3点目は、仮設住宅などの退去後に希望者全員が入居できる低家賃の公営住宅建設の早期着工についてお伺いします。

4点目は、保育所の現状と今後の対応について。

5点目は、被災した学校の心のケア等の対応の現状と今後の予定について、先ほど答弁いただきましたが、改めてお伺いいたすものであります。

6点目は、被災家庭から出されたごみの撤去や側溝の汚泥処理の対応とそこから生まれるウジやハエなどの発生に伴う衛生対策をどう考えているか、お伺いします。

7点目は、今回の地震は津波被害と合わせ、丘通りを中心に家屋の損壊に大きく影響している地盤被害も広がっておりますが、地盤被害の対応をどう考えているかについてお伺いします。

8点目は、原発問題、放射能汚染への対応についてであります。9件目は、今後の復興についてどうするかということにつきまして、復興計画の策定等の進め方についての町の考え方についてお伺いします。以上、9件にわたっての一般質問といたします。

議長（佐藤晋也君）町長齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）はい。遠藤龍之議員の「復興、復旧へ向けた当面の課題」についてのご質問にお答えいたします。

1点目、「避難所の生活環境の改善等の取り組み」についてですが、発災直後には、町内19か所に、最大5,826人の被災者が避難し、各行政区、学校等の献身的な協力を得ながら、なごり雪が降る中での不安な避難所生活のスタートとなったことが思い起こされます。

季節が変わり、避難所の様態も日々変化してまいりましたが、特に4月25日の各小中学校の始業式に向け、各学校避難所内での教室から体育館等への移動の際には、スペース確保の点から一時的に避難者に窮屈な思いをかけざるを得ない状況となりました。

現在、応急仮設住宅への入居に伴い、避難者数が減少してきたことから、学校施設を利用して開設している避難所を順次閉鎖し、中央公民館と坂元公民館に統合することとし、2校の併設となっている小学校等の本来機能の回復を図り、1日も早く、児童生徒が明るい学校生活を送れるよう努めてまいりたいと考えております。

また、今後の統合を進める中では、パーティションを配置し、プライバシーに配慮することはもとより、多少でもゆとりのあるスペースを確保するとともに、出来る限り不便のない避難所生活ができるよう努めてまいります。

食事面においては、国の基準に基づき栄養士の指導、管理の下、町の直営により炊き出しを提供しておりますが、ボランティア等外部からの支援による炊き出しサービスの活用を図り、栄養バランスに配慮した1日3食の炊き出しを行ってまいります。

保健、衛生面では、本町の保健師と全国各地から派遣されている保健師、看護師が連携を図りながら、各避難者の健康、メンタル面に配慮しているところでありますが、県内温泉地に2泊3日の小旅行をするといういわゆる「1.5次避難」の制度を活用し、ストレスの解消と併せて、不在の期間に部屋のクリーニングを計画しているところでもあります。

さらには、暑い夏を迎える時期となったことから、シャワー付きユニット風呂を中央公民館に6基、坂元支所に2基配置するとともに、資料館南側に、自衛隊仮設風呂を移設するための準備をしております。避難所統合に対応できるよう整備を進めております。

以上、残された応急仮設住宅への入居までの間、長期化する避難所の生活環境の改善等に引き続き取り組んでまいります。

次に、2点目「仮設住宅の運営等」についてですが、菊地八朗議員のご質問でも回答しておりますが、浜通りの行政区においては、町と町民との関係も含め、あらゆる面で行政区という枠組みで物事を考えることは難しい状況にあります。よって、仮設住宅内の住民間の交流を深め、行政の連絡等を浸透していくためにも、仮設住宅単位でのコミュニティの形成が、喫緊の課題であると考えております。

仮設住宅の運営方法といたしましては、仮設住宅設置の行政区に連絡調整をお願いするだけではなく、仮設住宅単位を一つの自治会的組織として運営をお願いする方向で、現在、検討を進めているところであります。

具体的には、棟単位で班長を選出するとともに、その班長の中から、仮設住宅全体を代表する方を選出していただき、行政連絡員として、行政との連絡調整役を担っていただきたいと考えております。

既に、6か所の仮設住宅が、入居を完了しておりますことから、このコミュニティづくりに早急に取り組んでまいります。

また、ある仮設住宅の集会所周辺では、常時、お年寄りの方々が集まって歓談している状況と伺っておりますが、天候に左右されない形で集会所を利用した「憩いの場」の確保にも、意を用いてまいりたいと考えております。

次に3点目の低家賃の公営住宅建設の早期着工についてですが、津波により住居を失った方の中には、経済的に新たに住宅を建築することが困難な方や、新たな賃貸物件への入居が困難な方も数多くいると考えております。このような方々に対しての支援策といたしまして、低家賃で入居できる公営住宅等の提供が有効でありますことから、災害公営住宅の建設制度の活用も視野に入れ、復興計画策定作業の中で検討してまいります。

次に、4点目の保育所の現状と今後の対応についてですが、東保育所は津波により全壊、また、南保育所は隣接する町道法面の地すべりによって建物に亀裂が生じ、安全確保が脅かされる危険な状態となりました。応急危険度判定の結果、両保育所とも保育実施は不可との判断が下されたところでございます。

このようなことから、臨機の措置として保育所に在籍する幼児のみならず、一般の家庭の幼児も対象に加え、被災3日目の3月13日から5月7日まで約2か月間、北保育所での一時保育を実施してまいりました。

この間、日数の経過とともに住民生活は一部で平静を取り戻しつつあり、また、会社関係も徐々にではありますが、震災前の状態に回復して来たことなどを背景とし、保護者の間からは、通常保育の必要性の声が日増しに高まりを見せるようになりました。

町としても、このような保護者の声に応えるべく、唯一、保育実施が可能な北保育所において、5月8日から東保育所及び南保育所との統合による通常保育を開始いたしました。

現在の統合保育は、長期的な視点での運営形態ではなく、あくまで、震災時における緊急避難的な措置であり、このような保育の現状は、ご父兄の皆様のみならず関係者の方々にとりましても、決して満足のいく保育環境ではないと認識しており、速やかに環

境改善を図る必要があると承知しております。

今後は、町の震災復興計画との整合性を図りつつ、保育サービスの質の向上を図ることはもちろんのこと、多様なニーズに対応することも念頭に置いたうえで、将来の山元町を担う大切な子供達のために恵まれた保育環境の実現に向け、新たな施設整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、新たな施設を整備するまでには一定の期間を要しますことから、統合保育による問題の早期解消を図るべく、7月下旬を目途に、合戦原の山元町老人憩の家を活用し、当分の間、暫定的に2か所での分散保育を実施してまいりたいと考えております。

次に6点目のゴミの搬出や側溝の汚泥処理については、今後、住宅からの震災ゴミの回収と1次仮置場への分別・仮置を進めると共に、側溝の汚泥処理につきましても、機械と人力を併用した、現場状況に合った除去作業を進めてまいります。

衛生対策については、津波が浸水した地域において、まだ解体がされていない家屋内や、流失した冷蔵庫の食品などから、ハエの発生が見受けられるとの報告を受けており、今後、気温の上昇に伴い発生が多くなることが懸念され、さらに、排水機能を失った水路から蚊の大量発生の恐れもあることから、早急に害虫駆除を実施することとしております。

町としては、特にJR常磐線西側の牛橋、花釜、笠野地区の立入許容区域を中心に宅地、側溝等に薬剤散布を行うとともに、より効果的な駆除を行うため同区域内の世帯に対して、必要に応じ殺虫剤を配付する予定です。

なお、殺虫剤につきましては、県内で多くのハエ等が発生している市町村が使用している薬剤を参考に検討し、より効果的な害虫駆除対策を進めてまいります。

次に7点目の地盤被害の対応についてですが、発災後、丘通りの被害の多い地域を中心に応急危険度判定を実施し、被害の大きい世帯に避難指示を出し、避難いただいているところです。

丘通りの地盤被害としましては、太陽ニュータウン・高瀬ガーデンなどで発生している状況であり、これらの被害箇所は、復旧に向けての現況調査や復旧工法の検討を、宮城県との協力を得ながら進めているところです。

地盤被害の対応につきましては、現在の被災者生活再建支援制度は住宅の被害のみが対象で、宅地被害への支援制度は充足されておらず、避難されている方々にとっては、不安な状態であると認識いたしております。

町といたしましては、今後、避難されている方々が一日も早く帰宅され、安心して生活できるよう復旧工事に努めますとともに、地盤被害に対する支援制度の見直しを含め、国や県、関係機関へ働きかけてまいりたいと考えております。

次に8点目、放射能観測等の対策強化についてですが、これまでの放射能測定体制については、先ほど佐藤智之議員のご質問にお答えしたところであります。

本町における放射線の測定値が文部科学省の示す基準値を下回っているとはいえ、長引く福島第一原発事故に対する東京電力並びに国の対応に不安を抱くことは、多くの町民の皆様同様、私も同じでございます。

このようなことから、放射能観測等強化につきましては、県の原子力安全対策室を通

じ、日本科学技術振興財団より15台の測定機器を借用することができましたことから、今後、測定地点や測定回数を拡大しながら強化に努めてまいります。また、目に見えない放射能と健康管理等に関しまして、一人でも多くの方々にその認識を深めていただくことが重要でありますことから、7月上旬にも放射能に関連する講演会を開始できるよう準備を進めております。

次に、9点目復興計画の策定等、復興の進め方についてですが、短期的には被災を受けた町民が再出発できるようにすることであり、長期的にはこれまで町が抱えていた課題を克服しながらさらなる発展を図ることだと考えております。

これを進めるに当たりましては、被災者が一日も早く回復されるようスピード感を持って住民との合意を形成し、また、事業の実施についても、スピードを重視して最も効果的な手法となるようあらゆる実施主体が総力を結集して取り組むべきと考えます。

しかしながら、これほどの災害から復興するには、町だけの財力では限界があります。町といたしましては、財政支援だけでなく、事業が効率よく進むための新たな制度の創設等を国・県に対し強く求めてまいります。

以上でございます。

議長（佐藤晋也君）次に教育長森 憲一君。

教育長（森 憲一君）5点目、被災した学校の心のケア等対応の現状と今後の予定についてですが、学校への避難所開設当初から、福井県の保健師や愛媛県教育委員会の養護教諭等が派遣され、避難所生活を余儀なくされた児童生徒等の心のケアに努めてきました。

4月25日の学校再開後においても、引き続き、各小・中学校に臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラー等を配置し、児童生徒や保護者、教職員が日常的に相談できる機会を保ち、学校生活全体で心の安定が図れるよう、相談体制の充実等に努めてきたところです。

今後については、心のケアが必要な児童生徒には特に気を配りながら、養護教諭やスクールカウンセラーと連携し、日常の学校生活の回復に努めるとともに、被災児童生徒に直接的に係わる教職員自身の自己診断にも配慮するなど、学校全体に、さらなる安心感・安全感を与える工夫をしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。教育長の方から伺います。

この心のケア対策等々については、先ほどの答弁から十分な理解ができるわけですが、それぞれ町外の方々の支援も受けながら調査し、その対応にあたってきたということなんですが、その対応されていた状況と伺いますか、対応されてきたということなんですが、対応された結果どのような状況が生まれているのか、問題が生じているのか、問題が生じてもこのような結果だったとかそういう状況についてお伺いいたします。

教育長（森 憲一君）はい。ご質問にお答えいたします。心のケアと一つに言いましても、私どもはこんなふうに考えておりますし、また臨床心理士、あるいは対応にあたった各都道府県の教育委員会の方々からお話を伺ったところでございます。それはいわゆる被災直後のいわゆる急性のストレス障害、直接水に浸かるとか流されるとか、あるいは恐怖感

であるとかそういう障害。これは専門的などころから言えばごく通常の児童生徒の反応であるということをお伺いしております。そして個人によって違いますけれども、一定期間、例えば一か月以上経った時点でいわゆるそのほほ多くの方が急性のストレス障害になっているわけですが、そのうちの約80パーセント前後は時間が経つにつれて解消されていくと。問題はその20パーセントが何か月か、あるいは年単位でストレス障害を起こしていくのではないかと伺っているところでございます。そういった中で先ほど申しましたように愛媛県教育委員会であるとか、あるいは各校の養護教諭に話を聞きましたところ、やはり相談を受ける時に突然今までなんでもなく遊んでいた子供がその面談を受ける時に突然泣き出す症状があるとか、あるいは給食の時に被災をしたことに何にも話をしなかったけれども1か月以上経ったときに、ポツリと給食の時に実はうちのおばあちゃんが亡くなったのであるとか、そう言った話をされてくるといふ具体の話をお伺いしているところであります。従いまして時間の経過とともにそれが無くなるのではなくてむしろ時間の経過によって以前のことを自分から吐き出すような、そういうような心の動きが出てくるそういう一面があると思っておりますし、むしろそれを吐き出させることによって、通常の心の状態に戻るといふ治療もしていかななくてはならないと、それを専門の臨床心理士あるいはそれを連携する養護教諭がきちんとした対応をしていければというように思っているところであります。そういった問題点というお話でございましたけれども、そういうことを踏まえながら、また依然として心の中は子供たちはさまざまな思いが錯綜しているのではないかと。それに気を逸することなく対応していければよいと思っているところであります。

8番（遠藤龍之君）はい。先ほどの回答にもあったかと思いますが、今後の体制についても今のよう状況がある、あるいはその可能性がということであれば、十分な体制を持って対応していかなければならないかと思っておりますが、その辺を改めてお伺いいたします。

教育長（森 憲一君）はい。現在もスクールカウンセラー、臨床心理士の資格をもっておられる方を中心にして各小中学校の養護教諭と連携しておりますけれども、今後もそのスクールカウンセラー、臨床心理士の有資格者それから保健師、福井県から来ていただいた方については、衛生面の指導ということで薬剤師さんもおられるというような状況でございますし、そういった方々のお力をいただきながら今後も継続、しばらくの間は継続していきます。

なお、もう一つの問題点としては、いわゆる各小中学校にいる先生たちがそういったときの子供の対応として、なかなか対応しかねているのではないかと。つまり子供が突然授業中に泣き出したり、あるいは自分のところに来られた時、どういように対応してよいかかわからないということが一つございました。これについては、現在計画を進めているところでございますが、いわゆる先生方の研修といいますか、それを実施していく予定でございます。いくらかでもきめ細かな対応をしていければなというように思っているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。それでは1点目についてですが、生活環境の改善という、避難所のね。先ほどの答弁の中でそれなりの対応が図られているのかなと思うわけでございますが、先ほどもありましたが1か所に集約されるということに伴う生活環境の変化ということ

が新たに生まれるということで、そうしたこれらの人たちは、約3か月以上も耐えてきた、さらに仮設住宅に入るまで1か月を避難所生活しなければならない人たちであります。そういうことであれば、これまで以上の改善が求められるわけですが、そのくらいの対応はしているということでもあります、改めて確認させていただきます。食事面についてですが、災害救助の改善等々ということでお話もありましたが、この改善によってどういう改善がなされたかお伺いいたします。具体的に言えば、災害救助で特別救助が設置されました。その中で食事については1,010円が1,500円。諸経費については300円が1,000円に引き上げられていますが、現在はその改善分についてどういう対応がされているかということについてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。平間副町長からお答えいたします。

副町長（平間英博君）はい。発生直後の避難所に避難されている方々への食事の提供につきましては、当初自衛隊の協力もいただき、それから柴田町の婦人防火クラブなど、他市町村の支援もいただきながら3食の提供が図られるよう努めてきました。一定期間を経まして今後自立ということで町での自主運営による食事提供という形にかえながら、緊急雇用、避難所にいる中の方々から応募をかけて臨時職員として採用を行い、自主運営とし現在取り組まさせていただいているところでございます。なお、提供する食事内容については保健福祉課の栄養士の指導を受けながら運営をいただいているところであります。

8番（遠藤龍之君）はい。私は否定しているわけでないんですが、せっかく国で改善したのですから、町ではどのように受け止めて対応したのかなということ。やってなければやらないで、今まで立派にやってきたからね。その分については対応してますということであればいいんですが。せっかく改善されたわけですから、それらがどのように活用されているのか。国から見直し等がどんどん来ているわけですが、その際対策本部ではどのように対処して議論して結果に移っているのかというようなことがちょっと見えませんが。では質問を変えて、この問題について対策本部では検討されたかどうかについてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。給食の関係について単価の改善が途中でされたということなんですが、基本的には当初からの体制といいますか、一週間あたりの考え方については特に変更はしてきておりません。町としては冒頭申し上げましたように、一日3食の炊き出しというようなことで副食費と言いますか、野菜なりおかず類になるような物資も結構頂いておりましたので、活用しながらですね、そしてまた途中で大きな変更をして当初の意味でのバランスが崩れないような、そういうような配慮もしてきた中で特に単価アップによる見直しについては対応していないということでもあります。

8番（遠藤龍之君）はい。最初に言いましたが3か月我慢して、今度4か月。これまた想定していない、多分これまでの避難所生活としては最大の記録を示しているのではないかと思うのですが、これまでで十分であったと言っても、せっかくこういう制度改善がなされてるわけですから。国もそういう状況を見た結果だと思うんですね。やはりこれまで十分であったということという捉え方でありましょうが、せっかくこういう制度が改善された時には、また今度集約されるということであれば、避難所の方々の要望を聞くなり、要望を聞いた時に、これまでで十分ですよということであれば、その限りではな

と思いますが、やはりその辺の工夫はこの場合には特にする必要はないかということ指摘しておいて次に移ります。

入浴の現状についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。入浴施設の利用の状況ということだろうと思いますので、これについて担当課長であります生涯学習課長の方からお答え申し上げます。

生涯学習課長（渡邊隆弘君）はい。避難所の方々の入浴につきましては、まずメインになりますのは自衛隊の仮設風呂を利用させていただいております。なお、答弁の方で申し上げましたが、それだけでは今後の夏場対策ということで汗をかくということもありますので、避難所内の方に新たにユニットのシャワーの整備を考えているところであります。

具体的な利用者につきましては、自衛隊の中で民生支援という関係で打ち合わせ等も行わせていただいておりますが、現在のところ1日約300人位と聞いております。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。入浴については希望者の要望どおり毎日自由に入れていたというふうに理解しました。次に、先ほど話にもありましたが、割当面積については今後集約した場合には、どの位を想定しているのかお伺いいたします。

生涯学習課長（渡邊隆弘君）はい。答弁の中でもございましたが、学校開設時にですね、随分きゅうきゅうとした思いをさせたことについては、大変申し訳ないなと思いましたが、今般移動する際につきましては、いわゆる180センチといいますか、畳1枚のスペースというきゅうきゅうなものでなくて、荷物を載せるスペースにつきまして、だいたい目安なんですけど、50センチであるとか90センチであるとかその分のプラスアルファについても付け加えて確保したいと考えております。

8番（遠藤龍之君）はい。わかりました。次に、仮設住宅の運営等について改めてお伺いいたします。きょうも朝テレビであったんですが、なかなか仮設に入り手がいないと。南三陸ではようやく対応が図られて入ったということがありましたが、この件につきましては、その理由として挙げられているのが自立ということなんですけど、現実には自立ができていないと、出来ない状況にあるというふうに伝えられております。収入面をある調査で結果なんですけど、震災によってどうなりましたかということに対してかなり苦しいという答えが約42パーセント、少し苦しいというのが29パーセント、約7割を超える方々が非常にその収入面では不安を抱えているという中で自立ということで、今まで食事3食は保障されていたものが、これからは自分で作らなくていけないと、その為には鍋買ったり調味料買ったり、その辺は入居する時ある程度支援物資の中で対応されているところもあるんですけど、どうして将来に不安ありますから少々貯めがあっても、なるべく使いたくないというのも事実であるかなという考えもあります。その辺ですね緩やかにすることが出来ないのかなと。お金持っている人は確かにいますよね。そういう方々はなんとか出来るでしょうけど、実際に無い人がいるということも事実であります。そういう人たちへの対応を町として考えてもいいのかなと思うわけですが、その辺の考え方についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。町としては今お話がありましたように、避難所から仮設住宅あるいは民間賃貸にお入りいただく中で自立を前提とした再スタートということを基本において

おりますが、ご指摘のとおり個人の経済状態というのはそれぞれもちろん違うわけですが、なかなかそれを一つ一つですねきめ細やかにということになるとなかなかこういう最中での把握は大変辛い部分があるわけですが、可能な限り支援物資についてはこれまでもご支援申し上げてきましたし、今後も仮設に入っても、皆さんが入った後において更に全体を見渡す中で少しでもご支援できる対応ができればなと思っておりますし、遅ればせながら在宅あるいは町外暮らしの町民の方々にも例えば各区の区長さん、民生委員のご協力を得ながら少しずつ支援できる機会を確保していくという状況でもございますし、町外の方々についてもこちらからご案内を申し上げる中で情報提供する中で若干ずつではございますが、少しでも町として自立に向けてのご支援ができればと思っているところでございます。一方でいろいろなお話も入ってきている部分もございます。なかなかこういう状況の中です、本当に急を要している方々に対して、手厚くというのがなかなか難しい、この機会にご支援いただけるものはまんべんなく支援してほしいという思いの方もいらっしゃるのも事実でございます。いずれにしても困っている方を支援できるような取り組みをしていきたいという思いでございますので、そういう方向で今後も考えていきたいと思っております。

8番（遠藤龍之君）はい。今の件についてはなかなか対応が難しいというようなこともありますが、そういう訴えがあった際には、その辺の事情状況を踏まえながら対応していただきたい、されることを求めまして、次に移ります。

先ほど憩いの場等々の話がありましたが、今各所にあります共有スペース、集会所的なスペースがありますが、その運営、対応についてはどのようになされているのかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）この集会所については、仮設の予算措置の時についても触れさせていただいたかと思うのですが、100戸以上の仮設住宅については設置義務と。そして50戸以上については任意の規定とあるんですが、町としては50戸以上の団地については集会所を設置しているという基本的な対応がありますが、具体的にこの集会所の利用については、残念ながらまだ各仮設団地内での班長さんなり代表の方々の選出、これが途上にあります。そういう中で誰が責任を持って鍵を管理するのかという部分が定まりきらない部分がありますので、今この調整を急いでいただくよう督促をさせていただいているところでございます。そういう途上ではあるんですが、お年寄りの方が施設の中でなくて玄関先で集まられて立ち話をされておられるという状況もございますので、それについては暫定的ではございますが、担当者をお決めいただく中で、部屋の中でお使いいただけるような機会確保をしていきたいというふうなことでございます。集会所そのものはそういう体制整備が整っていないということもありますが、内外からの支援物資が町の方の物資センターの方に電化製品が寄せられておりますのでテーブルとか椅子とか冷蔵庫なども集会所に配備をしながら、良い形で利用活用していただけるようにしていきたいと思っております。

8番（遠藤龍之君）はい。考え方逆だと思っておりますが、町の考えが示すことがまず必要ではないでしょうか。そのつもりで聞いたのですが、こういうのは、こういうのに使いますよ等町の考えを。そのもの、自治組織もできていない時にそれでは少し遅い対応だと。本来

であれば50戸、100戸と当然そこに設置が義務づけられているものであるわけですから、当然その利用方法をというの、その中で示されていると思うのですよね。町からこういう示され方あるけども、私たちはこういうように使いたいということで。むこうとのやりとり、自主的な運営というのが生まれてくればそれはそれでいいことなんです。何に使うか考えてくださいというようなそういうことでは無いと思うのですよね。そういう方針はあったのかどうか確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。集会所そのものの基本的な利活用については入居者の説明会でこちらからも積極的にご案内を申し上げているところがございます。議員からご指摘いただいた分についてはどこまで対応できるかという部分も若干関わってくるところでございますが、やはり町としてはこういう状況でもありますので、早く基本的な方向示す中で生活の自立化と併せて自治会の形成、新たなコミュニティの形成という第一歩でございますので積極的な管理というものを自分たちで相談する中でよりよい方法を模索いただくのもこれも必要なことでないかなと。やはり行政の支援と両者の立場で双方向での対応する中でいい活用をしていただけるよう引き続き努力してまいりたいと思います。

8番（遠藤龍之君）はい。現在の使われ方はどうなっているんですか。

副町長（平間英博君）はい。現在残念ながら、それぞれの仮設住宅の自治組織が形成できていない状況にありますので、利用状況は残念ながら入居者の利用は少ない、逆に保健福祉課等での健康診断、ボランティアさんの方が利用する形で現在使っているという状況でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。せつかくあるんだから。正直狭いですよね。現実問題としては。あそこを使用方法が示されていないのであれば、示されるまで全面開放して何時から何時まで自由に使わせていいのではないかと思います、そのような考え方についていかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご提案のあったような方法も大切かと思いますが、先ほど申しましたようにこういう状況の中での管理体制ということも一方ではありますので、やはり早い機会に自分たちで積極的に活用していただける方法も併せてやっていかないとですね、なかなか町としても新たなニーズが日々出てきておりますので、ひとつ町もそれなりに対応していく、そして皆さんにも頑張ってもらおうということで対応していければなというように思います。

8番（遠藤龍之君）はい。あるものだから、どんどん明日から使わせていいと思うのですが。そして本来こういう使われ方はできたら本来すぐ対応できるような、そういうスケジュールで当然行われなければならなかったものだというように思います。もしそうでなければ、今現在使わせられるもの使わせたらいい。そういうことも出来ないで、違う違うと首振ったって、話にならないよ、これは。町はいやだということなんでしょうけど、そういうことでは、住んでいる人に対しても本当に申し訳ないと思います。あるものが使えないということについて。改めて今後のことについて伺いますが、そういうことであれば高齢者や障害者の相談、生活支援のために介護支援専門員、社会福祉士等を配置されているか。仮設に。このことについて伺います。またはその考えはあるか。

町長（齋藤俊夫君）はい。介護関係の職員が随時訪問するという実態はございます。

8番（遠藤龍之君）はい。それは何に基づいてですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。担当課長の方からご説明いたします。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。仮設住宅に入居されている方々の保健もしくは健康管理の観点から保健師等が各戸訪問しながら健康状態をチェックしているということで関わりをもっている状況でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。何に基づいてというのは、財政面ということだったんですが。これは第一次補正で補助対象になっているんですが、それらを活用した配置なのか。これは新たな配置だと思うんですね。その補助対象になっているということなので。今ある体制で、プラスアルファしてそういう仮設住居をそういう体制をとるといような考え方だと思うのですが。そういう考え方に基づいての配置なのかどうかを伺います。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。現在の取り組みにつきましては、国の一次補正に基づくものではないという実態でございます。なお、今後につきましては、こういった補助制度を活用しながら介護拠点の整備に向けてですね、検討してまいりたいという考えでの検討をしている最中でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。もう1点お伺いします。高齢者のディサービスのサポート拠点の設置についてはどう考えているかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。現在、そういう高齢者のサポート拠点という制度がございますので活用する方向でいま検討を進めているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。そういうものについては、どんどん積極的に対応していくべきということを求めて、次に、3点目の公営住宅の建設についてお伺いします。

先ほど、積極的なご答弁と受け止めたわけですが、実施時期についてどう考えているかということについて確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。内容的には、仮設住宅の入居期間、2年間という法があるわけですが、なかなかこれほどの大きな被災規模になりますと2年間で仮設から出るというそういう環境をつくるのは大変厳しい状況にあるかと思うんですが、しかし、優先順位としてはそれなりに高い形で対応していかななくてはならない性質のものだろうと思いますが、先ほどもお答えしましたようにこの新しい制度の活用も視野に入れたものを復興計画の策定作業の中で具体的に検討してまいりたいというふうに現段階では考えているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。私は、早期実施を求める立場から聞いてるのですが、今回の6月補正にはなかったようですが、国の第一次補正の中で示されている災害対応公共事業関係費、その中での災害事業費あるいは公共事業費、それらの中に十分に対象になってるんですが、既存公営住宅に対しては468億円が措置、計上されている。災害公営住宅の整備等としては1,116億円、第一次補正で計上されてる、これすぐ使いなさいということ、国の第一次補正なんですから、なんでせっかく措置されて、まさに山元町は全くなくなってから、そして山元町の場合はこの住宅建設については、震災に関係なく予定していた事業なんです、前から建ててくはない、公営住宅の建設につきましては。とりわけ、若者に向けた住宅については計画の中にずっとあったんです。現在の町長は、関係ない計画だったかもしれませんが、町の方針としては早期実施を求められ

てその方向で対応してきたわけですが、ですから町にとってこの公営住宅の建設は切っても離せない大きな重大な事業計画になって、すぐに実施されなければならない計画になってるわけですが、だとしたら、当然これに飛びついてもう6月補正の中に調査設計とかいろいろ専門的言葉があると思うんですが、あつて然るべきと思いますがその辺の考え方についてというか、その前にそういう国で示した事業がありますがそれに対しての町の考え方について。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに先ほど言ったように、それなりの優先順位というふうなものであろうというふうに思うんですが、私どもの町のおかれた先ほど来言ってる被災の状況を考えたときに、やはり全体の町としての今後のまちづくりというものを念頭において、土地利用というものも一方では視野に入れていく必要もございますので、ある程度整合性のとれた土地利用、土地確保、そういう中での公営住宅の建設ということも必要でございますので、ひとつひとつ単発に対応するのはちょっと検討を要するのかなという思いもございますので、全体のバランスの中で整合性を限りなくとりながらやってく必要があるだろうと思っております。

8番（遠藤龍之君）はい。単発、これは重要なことだと前置きして言ってるんですよ。そして、こういうときにこそ、頭を働かせてもらわないと。皆さんではないですか、我々素人には考えられないですから。そういう姿勢を併せて聞いているんですが、町長は自ら出された震災前の当初予算でも長寿化、公営住宅等公寿命化計画策定、これに対して630万円を計上して、それがどうなのかあのとき確認されなくて終わったわけですけど、多分、そういうことだと思うんですけども、町としてはこの住宅建設の長寿命化というのは、いまあるものを長く生き長らえさせるための計画なのか、調べた結果新しいもの造らなきゃならないという計画なのか審査できなかったからわからないですけども、基本的にあるんですよ、町にそういう住宅建設については。町長にはなかったかわかりませんが、ある部署には職員の中にあつて、そういうのが予算化された中で、というのは町にとって公営住宅の建設は喫緊の課題になってる、何回も言うけど、十何年前からの求められた施策ですから、そのためにマスタープランも作られてるし、そういう事業なんですよ。しかも、この公営住宅を2年を待たずに作る事ができれば、町外に行った人も取り戻すことが可能である、あるいは、そういうことも視野に入れてこの建設の早期実施、そういう視点で考えることも必要だと私は思うわけですけども、1日も早い計画を立てて、極端なこと言えば年内でも、少しでも外から来る人取り戻すことも、いう考えがあつても然るべきと思うんですが町長のいまの話に対しての、本当に単発的な、あんだにほんなごど言つたつて大変なんだよつてというような言い方はやめていただいて、真剣にこの件についてはその考えを示していただきたいと思ひます。

町長（齋藤俊夫君）はい。これまで、3.11の前に議論してきたことは、きちんとした計画をつくる中で国からの補助を得られるような体制整備をしていきたいというふうなことで新年度の予算編成を3月議会にお諮りをさせていただいてきたところでもあります。そういう中で、低所得者向けの災害公営住宅、これも当然必要でございますし、あるいは、それ以外の方々、特に年金生活者、被災を受けてなかなか新たに自分で家を建て替えられないの方々への住宅の確保というふうなものは町としても当然急がなくちゃならない間

題だろうというふうに思いますので、とりわけ被災者、定住促進につながるというふうな公営住宅のあり方というものを復興計画の大きな柱にして取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。前よりも前進的な答弁、恐縮ですが、さらに言わせていただきますと、復興計画を待っていると遅れるのではという不安、懸念があるんですが、先ほど土地利用が土地確保ができれば、それが障害になった話ですが、しかしその土地利用については先ほどの町長の説明では、7月中に土地ゾーンが確定されるような話を、私は町長に話を聞いて理解したんですが、そこでだいたい土地利用についてはある程度みることができるのではないかと、復興計画を待たずに具体的に建設計画については同時歩調で進めていくのは可能ではないかというふうに考えるわけですが、その辺と併せて、せっかく金ついてるんだから、この金が半分なのか50パーセントの補助なのか、60、80、そこまで確認できなかったんですが、金用意されてるのになんで使わないのというふうな疑問を私は常に持ってるんですが、普段は金ねえがらできないっていう話のある中で、このくらい予定されてますし、仮にこれが50パーセントの補助だとしても、さっきから言うように公営住宅建設については、従来の大きな目標として掲げてきた課題なんですよ、これが50パーセントの補助でも30パーセントでも本来、これを機会に一気に立ち上げるというのが必要ではないかというふうに思うわけですが、その辺の背景も含めて町長の、この件についてはご決意を示していただきたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。私としては、やはり今回の被災の規模を踏まえたときに、どういうまちづくりをしていくのか、土地利用をどのようにしていくのかというものを基本的なことをしっかり定めていく中で、こういう住宅の建設等を進めていきませんと、一つ一つばらばらにやっていったのでは、例えば新しい団地を造るとか、あるいは中心市街地を形成するとかいう大きなまちづくりへ向けての合意形成がない中で、個々に単発的にここに造ります、ここに造りますというような形はちょっとどうかなと、やはり復興計画全体の中でそれぞれの大きな位置づけをしながら、そしてまた復興計画の中には事業手法というものを念頭におきながら年内中には定めておきたいとそういうふうにしていきませんと、ひとつひとつこれからの質問にも入ってくるような施設整備なんかも含めて、全体の土地利用、まちづくり等、ばらばらな形での施設整備にならないよう私は十分にその辺は頭に入れて、なおかつ、早く仮設から1日も早く出ていただけるように、そういうふうな考え方が求められているんじゃないかなというふうに思うところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。私が求めている話に、何ら、今の町長の話が復興についての進め方、なんら障害にもならないと思うんですが、なぜそこを確認するのか私には理解できません。復興計画の中に、どこに造るかという具体的なことは、考えなくてはならないことは復興計画の中で作りますよと、1日も早くという希望の持てるメッセージ、これが復興の進め方には町民に対して与えることが必要になってます、どこの分野でも、きょう明日つくれと言ってるわけでないし、ここに造れと求めているわけでないし、しかしながらこの件については、だれでも1日も早く望んでいること、その復興計画作っていくことね。俺が思うのは、復興計画が100パーセントできないうちは、向こうに進めない

よということではなくそれはそれで技術的にできないということであれば、そうなんでしょうけども、あとは考えとしては、同時に進めていっても、——この公営住宅についてはどうすっぺね、同時並行でいいのではないかと思うんですけど、これも取り組む姿勢に引っかかってくるのかなと思うんですけども。必要なのは、そうすと今度、第一次補正の性格、私もちょっとわかんないですけども、これ取りはぐることになるんだいのかなということ、心配もあるから確認してるんだけど、これは大丈夫なんですか。時期がずれると対象から外れたりとか心配は私たちはすることないんですかという質問に変えます。

町長（齋藤俊夫君）はい。このご質問の最初にお答えしたとおり、私は住宅の政策、確保というのはかなり優先順位の高いものだというふうにお答えをしたつもりでございます。そういう中で、復興計画の中で、それなりの位置づけの中でスピード感をもってということは遠藤議員と何ら変わるものでもございませんので、まちづくりなり、土地利用との整合性を練りながら優先順位の高い形でこれらはとりくまなくてはならない問題だということでございます。

また、予算については、これから計画、あるいは事業化を進める中で一定の期間であれば、私はそんなに問題はないというふうに理解しているところでございます。

議長（佐藤晋也君）ここで、休憩します。再開は4時35分といたします。

午後 4時24分 休憩

午後 4時35分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議の時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

1番菊地八朗君、税務納税課長岩佐秀広君が退席する旨の申し出があります。

8番（遠藤龍之君）はい。改めて聞くようにします。この第一次補正の関係費、とりわけ災害公営住宅費の整備等に係る事業、あるいは施設の公営住宅に係る事業について、この補正が使える時期はいつなのか。いつまでなのかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的には、それぞれの町の復旧、復興が終わるまでという理解をしております。

8番（遠藤龍之君）はい。そこまで待って、もし、措置されたものがなくなった場合、山元町の取り分がなくなるということも考えられるわけですよ。その時期が遅ければ、その辺確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。考えとしてそういう考えも無きにしも非ずという部分だと思いますが、先ほど来から申し上げておりますのは、まず7月末までにご案内いたしましたとおり土地利用のゾーニングを決めていきたいと。そういう中での全体的な基本方針、方向性が決まりますし、12月までの計画策定の中で住宅政策については、やはり優先順位の高い位置づけになろうと思いますし、また、いろいろな事業化に向けて並行して動き出すと、早いものについては23年度からの事業の着手ということも想定されるわけでござ

いますので、これからの計画策定に向けた議論を集約する中でこの公営住宅問題については、町としても積極的に取り組むべき性質のものだというふうに理解しているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。いまのことを理解しようとするれば、年内にはこの事業に取り掛かることができる、あるいは、できるではなくてしたいと、町としてはしたいというふうに受け止めていいかどうか確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご質問のそもそもの、一般的な公営住宅というふうな意味合いでとらえて、被災者の方々が早めに入居できるような体制づくりというふうな意味では計画にまず位置づけをすると、その後事業化に向けて年度内にいろいろ検討を進めていくと、そしてかなり早い段階でできればそれが23年度からも事業の着手ということが可能になると、そういうふうな考えであります。

8番（遠藤龍之君）はい。23年度にも着手が考えられるというふうなことで理解したいと思えます。さらに、こういう件もあるんですが、確認だけに留めておくかという質問です。災害公営住宅等に高齢者の生活をケアする施設を併設したときに、1か所につき約5,000万円の助成というものも第一次補正の中で示されていますが、これらを活用する考えはないかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。私も記憶がおぼろでございますけれども、いまご指摘のような制度があったやに記憶しております。可能なものは積極的に活用していくべきだろうというふうに思います。町のおかれた状況を見据えて、その制度が必要であれば積極的に活用すべきものだというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい。それらの事業を進めていく上で、これも1つの考え方ですが、あるマスコミの中で伝えられていたことですが、避難ビルとしての活用ということも考え方があると、どこに建てるかということですが、仮に既存のところに建てよう、桜田あたりですか、もし最終的にはそこは避難もできる構想という考え方もあるようですが、私はそれについてあまり積極的ではないですが、しかしそういう考え方もあると、これも然りかなという部分、町としてそれらのことも検討、実施せよとは言っておりませんが検討されてもいいのかなということなんですが、その辺についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。避難ビルの構想アイデアについては、港湾なり漁港を抱える被災市町を中心にしてそういうふうな復興計画プランがございます。一定の避難場所としての役割を果たすものだというふうに思うんですが、お話があったように我が町として考えた場合にどうかということについては、これからの復興計画の中で議論する中で必要性を確認をしなくちゃならないだろうというふうに思っております。

8番（遠藤龍之君）はい。この住問題については、非常に望まれている喫緊の課題というふうに考えますので、1日も早い実施に向けた動きを示していただきたい、このことを求めまして次に、順番ばらばらになります時間の関係上、第7点の地盤関係についてお伺いします。この役場庁舎、先ほどの説明にもありましたが、建設が予定されておりますがその理由は、なんで役場庁舎を建て替えなくてはならないのかということについてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。詳細については、担当課長から補足させていただきますけど、基本的

には応急危険度判定等の調査を受けた中で今後使用に耐えないというふうな調査結果、評価をいただいた中での対応ということでご理解をいただきたいと思います。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。役場庁舎については、応急危険度調査を3月14日、地震直後に判定調査を受けておりますが、その後に4月になってからさらに詳細の調査に入ります。結論から申し上げます、建築基準法の条件を満たさないということで、新設が必要だという判定を受けているということでございます。設備というよりも、構造体として損傷があるのといまの法令的な条件を満たさないというようなことでいま判定をいただいているということでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。構造体に損傷があるからダメだということだというのは、私はわかるのですが、どこがどうでダメなのかという、いまの一般家庭でやられている大規模半壊とか半壊とか、一部損壊とかそういったところから見れば、この役場庁舎はどれにあたるのか、全壊だと思うんですが、全壊の示され方あるんですね、一般家屋はね、それと同様な受け止め方でいいのかどうか確認したいと思います。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。細かな構造体の詳細はちょっと私いま答えはできないですけど、2階の柱が損傷しているというようなことでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。この構造体も然りながら、地盤にも問題があるのではないかというふうな疑問から確認してるわけですが、その辺の要因というのは今回の判定の際には見られなかったのかどうか、役場庁舎について。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。地盤までについては、これは言及しておりません。

8番（遠藤龍之君）はい。多分そうだと思います。一番——とこにこうね、その当時、それに伴っての影響は考えられないのかという、そういうことならさらに問題が大きくなるというふうに思うわけですが、しかしながら、もし地盤に関係ないとすれば、こんな丈夫な、40年しか経ってないものがこんなに簡単に壊れていいのかという疑問も併せてもつわけですが、その辺についての町の見方、役場庁舎に対してのその辺のことについてはどのように考えているのでしょうか、というのは、高いお金出さないといけない、今回は地震で対象になったから今後どうなるかわかんないんだけど、その災害の対象にこの役場庁舎もなるのかってのはわがまんないけど、なっと思うけど、しかしこの40年も経たないでこういう結果になるということについて町長はどう受け止めているかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご案内のとおり建築基準法で定める、想定される地震度に対するレベルをどこまでもっていくかというのが基本的にあるんだろうと思います。宮城県沖地震を境に建築基準法が改正を経てきてるわけでございますので、躯体の耐震関係なり免震関係なり、ときどきの被害状況を踏まえて検証され、基準が見直しをされてきている、そういう中で一定の建物の強さ、強度というものが確保されてきたわけでございますけれども、やもするといたちごっこの部分があるんだろうと思うんですけども、そういう関係の中で、今回一定の建物の経過年数が経った中で大きな地震度があって建物が一定の被害を受けてしまったというそういう関係なのかなというふうに思います。これは、この場でお話するのどうかなという気もするんですが、ちょっと壁の一部が落ちたところなどを災害対応している中で、いまこれ雑談程度の話とご理解いただきたいのですが、

もしかしたら当時の施工のあり方というのがいまのレベルからみるとどうなのかなというふうな側面ももしかしたらあったのかなというふうな、いろいろなことが重なる中で残念な結果が出たのかなというふうに思っております。

8番（遠藤龍之君）はい。いまの話の中でちらっと出したんですけど、この役場庁舎の場合、災害関係の補助対象になるのかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的にこれまでは、いわゆる公用とされる建物については一切補助は適用されておりませんでした。今回の被災の規模に鑑みまして、そしてまた我が町だけではなくて、ご案内のとおり他の自治体の方でも同じような行政庁舎の被害が発生したというふうな中で、庁舎自体はご案内のとおりまちづくりの中核的な施設でございます。そういうことで、国の方に県と連携しながら必要な支援策を講じるようお願いしてきたところでございます。そういう中で、とりあえず、隣に建設を進めております仮庁舎、これについては、いままでゼロだったのが3分の2の補助支援という新しい形ができたこと、継続してこの肝心の本体も同じようなもっと手厚い支援を講じてもらうようにこれまでも随所をお願いしてきたところでございます。まだ、確かな感触でない中で私の現段階での感触を申し上げれば、総務大臣がお越しになったときにこの問題を採り上げて要望申し上げました。総務省としても、先ほど申し上げたようなまちづくりの中核を成す施設だというふうな認識は十分持っているというふうなことで検討を進めてもらっているように私は理解しておりましたので、その制度実現に向けて引き続き町としても努力してまいりたいと思います。

8番（遠藤龍之君）はい。先ほどのいまのことについてはわかりました。先ほどの答弁の中で地盤被害について、太陽ニュータウン、あるいは高瀬に表れていると、避難指示もしているということですが、そのほかにも結構被害がみられるところが表れてきています。その当時から出たいんですけど、ちなみにこの作田山団地についても相当な被害、地盤による被害ですね、というのが表れています。金ちゃんラーメンとか見ても十分に理解できると思うんですが、そのことによる家屋の損壊が生まれている、そして住めなくなっている、住める状況ではない、この間の罹災証明の中で1次調査で一部損壊、あるいは半壊というのが2次調査の中で全壊、大規模半壊、全壊に展開するのは新たに生まれているという状況です。そして、それらの要因をみてみますと地盤の被害に伴っての被害内容になっているという状況があるわけですが、その際に、その地盤を直さないと新たな再建、再生はできない、まずは地盤を直さないとね、そうした場合に今現状では先ほどの町長の説明でも地盤被害については、今回の補助の対象にはなっていないということであったわけですが、これは新たな問題として町は受け止める必要のあるのではないかと考えるわけですが、その件に関しましては、いま国会でも浦安とかの液状化被害に伴う地盤の被害というのに伴ってのそうした宅地被害に対しての助成もということが検討されているかどうかということが確認しなくてないですが、そういう方向で動いているというのも聞き及ぶわけですが、やはりこれは町としてもまず当面は、こういった実態を国に発信してそしてそれらも補助の対象になるようにまず働きかけが必要であると思うんです、まずその点についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かにひとつひとつの被害というのを、先ほど来から申しております

被災規模の大きさに鑑みたときに、いままで支援制度がなかったからということで、それでよしとすることではなくて、やはり被災の規模に応じてそのときどきの災害の支援制度を拡充されるべきだろうというふうに思っております。そういう方向でこれまでも取り組んできましたし、津波被害のみならず地震そのものでの被害も結構大きい部分があるという状況が、いま千葉の話もございましたし、また仙台市の方でもそういう動きがあるようでありますので、これやっぱり被災自治との連携、あるいは県との連携を通じて国や関係機関に継続して力強く要望していくそういうものだろうというふうに思うところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。町としてその結果が著しいといえますか、この作田山団地、一回りしてみると結構ひどいなと、道路関係なのかどうかわかりませんが、結構調査に入ったような、確認したわけではないんですが、道路については、しつたかしないかでもいいですが、しつたかしないがだけでいいがらね。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。道路の調査につきましても宮城県の土木事務所との連携によりまして調査を実施しております。

8番（遠藤龍之君）はい。いま、その結果を求めませんがあの当時、私もちょっと見たんですが、かなりの空洞があったのね、というところも見れました。空洞があるというのはどういふことなのか、住めなくなる状況なのかね、その辺わかんないですけども、ある宅地をみせていただいたときも、相当えぐれてそのものがなくなってる、という現象があることも確認されました。それがどういう状況によるものかというのはまだ調査してみないとわからない状況ですが、そういう地盤の上に建ってる、ですからさっき庁舎のことについて聞いたのはそういうことですが、ここももしかしてそういう影響がうまれる地盤ではないのかというふうな懸念があって先ほど確認したんですが、しかしながらそういう状況が素人目で見ただけでもあるような被害状況がうまれているんですね、そしてそういうことによつて、再生したい再建したい、でも地盤がちょっとね状況がよくつかめな中で建てるのは不安がある、建てたいんだけど、建てるくらい頑張つて金集めたけど建てるがちょっと不安だという方々もいるようであります。それらについての対策、対応についても考えていく必要があるのかなと考えてるんですが、例えば地盤調査を町の責任でやるとかね、そういうことが求められてるんですが、その辺の考え方について町長にお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。新たなまちづくり、津波の浸水でより安全な高台での新しい団地形成、団地造成という部分での地盤のきちんとした確保、あるいは造成の対応ということも必要ですが、ここでやはり既存の市街地なり住宅地を形成しているところでも、より安全な対応をしていかななくてはないうふうな、これはもうどちらがどういふことではないと思いますので、同じような視点でもって対策を検討していかななくてはないうふうには認識しておるところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。この件につきましては、そういう方向で検討するというので受け止めます。改めて、紹介だけしておきますと被災宅地復旧へ助成している町があったことだけ紹介しておきます。これは、岩手県の一関市で宅地の早期復旧を促進するため、あるいは2次被害を防ぐために補助金を支給している自治体もあることを紹介しておきま

す。

多分、最後になるかと思いますが、次に、瓦れき撤去、6点目について確認したいと思います。この取り組みの現状ですが、見ていてどこで何をやって何をやろうとしてっていうのがつかめない、皆、町民は早く撤去したい、していただきたい、ごみの山、一般家庭から出てきたごみの山とかね、その辺が見えない状況にあるということなので、担当者の方にこれまでの取り組みと今後のスケジュール、どういう形で進めていくか、例えば汚泥の問題とか、側溝の汚泥とか、そういったものどこの責任でどういうスケジュール工程でやろうとしているのか、あるいはこれまでどういうことでやってきたのかを確認したいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。これまでの経過につきましてご説明申し上げます。これまでの経過につきましては、震災後人命救助と捜索のために自衛隊と協力のもと重機等を投入し応急仮置場に運搬をいたしております。捜索活動が一段落した段階で、現在は瓦れきの撤去を重点的に行っておるところです。浜通りの瓦れきの撤去が中心でありましたが、地震災による丘通りの家屋等の被害も多いものですから、今後丘通り、浜通り合わせまして瓦れきの撤去及び住宅の解体を進めていく予定であります。

8番（遠藤龍之君）はい。瓦れきの撤去ではなくて、この6点目についての確認だったんですけども、被災家庭から出たごみ、いま野積みになってますよね、家の周り等々に、そういったものの対策、対応あるいは側溝の詰まった汚泥、大きな排水とか大中小河川については瓦れき撤去については対応されてるようですが、その辺がまだ残っていてそれに伴ってウジやハエ、——等々が発生しているという状況がある。それらの対策についてのこれまでの取り組みと今後の対応についての確認です。

町民生活課長（平田篤司君）はい。今までの家庭から出たゴミの搬出ということでございますけども、丘通り地区については四方山入口そこに仮置き場を設定いたしまして、家庭から震災からでたゴミ等並びにブロック等については真庭の土取り場に仮置き場として搬出してもらっております。今後については一次仮置き場の方が完成するというところから一次仮置き場の方に全部今から搬入していくというようになっていきます。以上です。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。これまでの取り組みですが、浜通り地区につきましては排水路等大きな断面のところを中心に瓦れきの撤去を進めてきましたが、今後は住宅周辺とかあるいは道路の側溝等につきましては、小型の機械を入れたり、緊急雇用の方々の力をお借りして、人力によって浚渫をするということもできます。そういう方向で検討してまいります。

8番（遠藤龍之君）はい。それはまちづくり課でいいの。というか、そういう作業はどんどん災害ボランティアとか社協関係で進めているし、個々にしている分もあるし。そういうのが道路に野積みされていたり、側溝がそのままになっていたり、そのことによって発生してきたり。その辺のところやっているとところもあるし、やっていないところもあるし。やってはいけないところもあるだろうし。その辺がどういう計画に基づいてどういう体制で誰が責任を持ってやっているというのが見えない。その辺のところを確認したいという質問なんです。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。これまで浸水区域については、避難指示がまだ継続され

ておりますことから、作業員等についても自衛隊の指揮のもと安全性を確保した上で一定の区域を経て進めてきております。作業の方法につきましては、許容区域というのを定めた区域のご要望を取りまして、3種類の旗で表現していただいております。それらの結果を最終確認をしながら現在進めているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。そういう部分で理解できていたものが、こういう形でどうも動いていないなということがあって、質問しているんです。そうするとまちづくり課の責任でやっているんですね。そういう作業やっているのであれば、まちづくり課と社協との関係はどうなっているんですか。

まちづくり整備課（森 政信君）はい。ただいまご質問ございました道路とかに関連します側溝につきましては、人力の手が必要な分についてボランティアの社会福祉協議会を通してのボランティアの方々にお力をお借りして、連携して進めさせていただいております。

8番（遠藤龍之君）はい。連携するのはいくらしてもらってもいいんですが、責任の所在はどこなのか。はっきり言ってわかりません。そういう話をしても。もう1回確認します。まちづくり課が責任もってやっているのね、この件に関しては。道路側溝については。そして後各家庭から出されたごみについては、どこが責任もってやっているんですか。それは町民生活課ですか。浸水したところについて。いっぱい野積みになっているごみを処理するところはどこなんですかという確認です。

副町長（平間英博君）はい。今回の対応については、当初の赤本との対応のレベルを超えておりましたので、まずは6号線から東側のいわゆる浸水被害があった地域についての瓦れきの対応はまちづくり整備課の方が一元的に管理をして進めております。丘通りについては町民生活課の方が担当ということで進めてきましたが、今後丘通りについては家屋の解体等もこれから出てきます。重機の対応もございますので、今後家屋の解体について進めていく中でまちづくり整備課の方に統合して実施をするように要請をしておりました。

先ほどの側溝の部分について、緊急雇用の臨時職員で対応しました。その方々に人力での対応を進めるということで、特にこれまで災害ボランティアの方がやっていた部分に加えて、側溝等のセメント等でカバーがあるところなどそういった部分、手がかかるところは町の方の臨時職員が対応するように調整をするということで実はこの関係月曜日に議員ご指摘のような錯綜している部分があるという事実も踏まえて調整を行うよう今まさに調整をさせていただいておりますので、間もなく調整を対応できるものというふうに考えております。

8番（遠藤龍之君）はい。本来であればそういうことこそ対策本部で検討してその対応をし徹底をするということですが、そういうことが出来ていないからこういう事が起きるんです。それについて町長どう思いますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。いろいろな場面がありまして、そのつどやっている部分があるんですが、パーフェクトという形にはなっていないという部分があるということでございますので、副町長申し上げましたように今後反省を踏まえまして改めて確認しながら、少しでも異論のないような形で進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

議長（佐藤晋也君）8番遠藤龍之君の質問を終わります。

議長（佐藤晋也君）14番齋藤慶治君の質問を許します。

14番（齋藤慶治君）はい。これから平成23年第2回定例会において住宅の高台への移転と防災広報、地域コミュニティの充実からFMりんごラジオの継続についての2件について齋藤町長の所見をお伺いいたします。

はじめに住宅の高台移転についてお伺いいたします。今回の津波、地盤沈下により海岸よりの磯、中浜、新浜、笠野、花釜、牛橋の6行政区は居住、家そして宅地を失いました。特に県道亙理相馬線沿いの宅地への回帰は現実には不可能と私は思っております。国、県は住民の意向を尊重しながら、高台への住居移転を促進しようとしています。現在の手法として、最も本町に適するのが防災集団移転促進事業と私は思っております。復興計画と同時に早期に移転事業をスタートさせることが復興の第一歩であり、住居土地を失った被災住民への希望の光となると思っております。次の点についてお伺いいたします。1番目として住民の意向調査について。2番目に防災集団移転促進事業について。3番目に宮城県は更なる支援策の充実を国に要望しているが、町長の考え方はどうかを伺います。

次に2件目の質問をいたします。今回の災害において臨時災害対策用FM放送。FMりんごラジオの役割は大変大きく、生活支援情報、防災情報の提供に多くの町民は高い評価をしています。しかし災害用のFMの国からの支援にも期限があります。本町の今後の復興においてもラジオからの情報を提供し、地域コミュニティの充実にFM局の存続を図るべきだと思いますが町長の所見を伺います。以上2件についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。齋藤慶治議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、防災集団移転促進事業についてのご質問の1点目、住民意向調査についてですが、復興計画策定にあたっては、住居の問題が大きな課題の一つとなります。これについては、被災地域に住家を持つ方々の意向が重要であり、まずは、今月中に町外に避難している方たちも含めた全世帯を対象にアンケート調査を実施し、地域ごとの意向の傾向を確認しながら、7月末までに策定する基本方針に反映させていきたいと考えております。また、計画の策定作業の進行の段階に応じ、さらに個別具体的な意向調査を実施しながら事業化を検討してまいります。

次に、2点目の防災集団移転促進事業についてですが、これは災害が発生した地域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、国が当該自治体に対して事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転促進事業の推進を図るものです。国は自治体に対して、住宅団地の用地取得造成、移転促進区域内の農地等の買い取り、移転者の住居の移転に対する補助などの事業に補助を行います。津波被害を受け、集団で移転を希望する町民にとっては有効な事業の一つであり、今後事業の実施可能性について検討してまいります。

次に、3点目の宮城県が国に要望している新たなる支援策の充実についてですが、この事業の現行の補助率は4分の3ですが、それでも我が町にとっては負担が大きく、ま

た、移転者が土地を所有する場合は補助の対象にならないなどの問題があります。宮城県も5月29日に開催された国の東日本復興構想会議において、仮称東日本復興特区を提案し、その中でこの点についての特例を要望しております。この特例が認められれば、事業がより実施しやすいものとなり、また、町民の負担軽減にも大きく寄与することから、国の動向を注視してまいりたいと思います。

大綱第2、FMりんごラジオの継続を！のご質問ですが、東日本大震災発災後間もない3月21日、新潟県長岡市並びにFMながおかの協力を得て開局したFMりんごラジオは、臨時災害放送局として、発災後の町の応急・復旧関連情報、そして被災者の生活支援に役立つ情報提供において、大きな役割を果たしていただいております。

FM放送局は、町のタイムリーな情報を発信するためには、必要不可欠な存在であり、今後の町の復興に向けても大きな役割を果たしていただけるものと考えております。さらに、長岡市のシステムは、災害発生時において、ラジオを遠隔操作で起動し、緊急放送を伝達できる機能も有しており、今後の災害対策としても重要な手段でありますことから、公設民営方式の導入など、りんごラジオを運営している高橋様をはじめとするスタッフの皆様の協力をいただきながら、存続を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

14番（齋藤慶治君）はい。それでは1番目の防災集団移転促進事業についてご質問いたします。まず住民の意向調査についてお伺いいたします。町長は今月中に実施し7月末までの基本政策策定にまで住民の意見を、声を反映させていきたいという回答がありましたけども、これでいいんですね。間違いはないですね。その点をまず。

町長（齋藤俊夫君）はい。復興計画の策定に当たっては、これまでもご紹介いたしましたとおり、住民代表の会議、そして有識者による会議と、今後に合わせて短時間ではございますが町内の各団体、グループそして各世帯と幅広い形で意見集約をしながらこの復興計画を取りまとめていただいきたい。その一環で今回このアンケート調査を行うということでございます。

14番（齋藤慶治君）はい。ある程度全住民の意向を調査することなので、この調査内容も今後のまちづくり、それで7月末日に作成予定のゾーンの決め方、土地利用計画にですね、住民の意見を反映してもらいたいの、要望であります。その前に私は先ほどいったように海沿いの行政区、特に常磐線から東、私は県道亘理相馬線というだいたいの地域を示しましたが、そこへの回帰というのは現実的に、あそこに家を建てる、宅地を建てるということに関して、町長は現時点の認識で構いませんから、どのような認識をもっているか最初に伺いたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の大きな津波の襲来を受けてですね、多くの人命そして壊滅的な家屋の被災を受けたという中では、私は同じ被災を避けるべきだろうと思っておりますし、私も含めて多数の皆さんが津波に対する恐怖感というものが、相当強烈な形で脳裏に焼きついているというふうに思います。そうした視点でこのまちづくりを考えるべきだろうと、そういう中ではより安全な場所に新しい市街地あるいは新しい団地を形成していく必要があるではないかと思うところでございます。

14番（齋藤慶治君）はい。私は前段で話したとおり、まず同じところに家を建てることは不可能

と、そういう意味で家だけでなく土地も失ったという表現をいたしました。それで、今仮設なりいろいろな形で別な形で住いを持っているんですが、一応仮設関係含めて原則は2年。現実的に2年から3年、4年としてもですね国のいろいろな形で延長した形で話してもですね、相当の時間、2～3年としてもですね時間があるようでないというのが私の認識でございます。6月末に復興計画の概要が出てきて、土地利用が出てくると多分建築基準法の39条に基づいて災害危険区域にという形の段取りというか、そういう形というのは特別委員会の中でも説明を受けましたが、それと同時にそういう形に災害の危険区域に指定されるような認識を持っていいのかどうかを確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。現段階です、具体的にどここのエリアを危険区域に設定するかという事はまだお話できませんが、一定の安全の確保ということ考えた場合にはですね、ご家庭の本格的な復旧に合わせて、防災緑地の取り方、これは単なる平地地でなく、その多重防御の機能を果たすようなそういうものを念頭においた場合にですね、どの程度のエリアを設定していくべきか、これは先ほどアンケート調査の意向なども大事にしながらですね、全体としての土地利用の導入を定めていく中で決めていくべき性質のものかなと考えているところでございます。

14番（齋藤慶治君）はい。この段階で町長が明確に答えることはできないと思いますので、7月末、あつという間に過ぎると思います。その中で明確に土地利用計画の中でこの災害危険区域に指定してもらわないとですね、私が一応提案しているこの本町に適している事業、防災集団移転促進事業というのが、なかなか進まないということもございまして、そういう形で私も被災住民の一人としては、そういう展開です、進めてほしいというのは多くの人声だと思っております。それでこの防災集団移転促進事業の内容、先ほど町長4分の3が国の事業ということできました。そしていろいろな事例を見てみたんですが、今までこの対策事業、中越地震からいろいろな事例を見た中で、今回私どもが被害を受けているような大規模な事例はないんですね。だいたい25戸とか30戸の中で進んでいるのが、今までのこの事業の今までの。これはまだ想定ですが、山元町でも例えば300戸とか400戸とかという移転をするとすると、今までの事例にはない事例になると思います。そうすると、私強く提案したいのは先ほど同僚議員からの議論でもなかなか町としても対応しにくいということがあって、ぜひですね、県が事業主体でやってほしいと。町が事業主体でなく。やはり防災移転事業の中でも小規模のやつは市町村主体ですが、大規模事業に関しては県が事業主体、都道府県が事業主体となることにもなっておりますので、やはり500戸前後の集団移転を考える私どもとしては、実際対応しては10年、20年もかかるのではないかと。そういう考えもありますので、ぜひ町がやるのか。私はぜひ県にこの事業をして、やはり3、4年の中で事業を完成してほしいと。こういう考えについて町長の考え方をお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。本当に未曾有の大災害の被災地としてですね、もろもろの対応が迫られているという中にあるわけでございます。事例を申し上げれば、先に紹介させていただいている瓦れきの撤去、これを山元町から名取市の2市2町で県の方に事務をお願いをしたという経緯があります。この集団移転事業を仮に実施するとなれば、大変な大事業ということになりますので、やはりなかなか厳しい部分もございまして、これらに

については現制度の中では特別な場合都道府県が事業主体になれるという規定もありますけども、先ほどご紹介した仮称東日本復興特区、こちらの中でより対応しやすいような要望内容も縷々掲げておりますので、町にとってその事務的にも負担の無い、そして町民なり町の財政にとっても少しでも負担が軽減されればですね、そういうような仕組みの中でこの事業が実施できれば、いろいろと県との連携があるいは国に対する要望ということで対応してまいりたいと思います。

- 14番（齋藤慶治君）はい。今回の事業に関して、早期に3、4年でですね、やはり土地を求めるとなると先ほど言ったように、特区の創設の中ではいろいろな規制緩和とか今までなかったことを新しく認めてほしいという意味合いの特区の創設だと思うのですが、この300位移転をするような住宅団地を造成するとなると、それも短期間のうちですね、仮設住宅の場合と全然違った大事業となりますので、ぜひ市町村単独でなくてですね、これこそ瓦れきの処理に二次置き場に本町が多大な協力もしているし、お願いもしているんですが、そういうことと裏返しにですね防災集団移転促進事業を、宮城県が山元町が第1号に採り上げてもらうような働きかけをぜひ要望してやってもらなければ、短期間に不可能だと思います。その不可能な時間が延びれば延びるほど先ほど言った、今仮に移転している住民の方々の山元町の登録が遅れる、減ってくるという事例もありますので、ぜひそういう形で進めてほしいです。あとは宮城県からすれば財政的な裏付けは国庫補助のかさ上げとかいろいろありますが、それは当然のことで、ぜひ国の方に認めてもらうように町も議会もぜひ働きかけたいと思いますので、そういう場を県知事にだけお願いしているのではなくて、被災地域からも声を出さなくていけないと思いますが、その点について町長の考え方をお願いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。この大きな復興計画そのものはですね、それぞれの町が主体的な計画づくりを進めることが大切でございますし、ただし具体の事業実施につきましては、内外のマンパワーをですね大いにご支援いただく中でですね、やらないと町の体制だけではなかなか大変なものがございますので、基本的にはそういうような方向性で大事業に取り組んでいきたいと。また、その事業実施制度の改善改革、さらなる補助率のアップというような関係については、執行部だけでなく議会の皆様、町民の皆様と一緒に必要な働きかけをしていきたいなと思うところであります。

- 14番（齋藤慶治君）はい。町長が全議員でと言われたようにですね、やはりスピード感を持ってですね、やっていかないと同じことをやるにしても時期が遅れると効果が半減するということもありますし、こういう場面においてですね特に移転含めて復興計画においては、うまく宮城県と連携しながら山元町が一番先に事業が実施できるような形で進めてもらいたいと思います。いろいろな恩恵は後で全部遡及しますから。そのような事は心配しないで先ほど遠藤議員が災害の公営住宅の関係で言いましたが、先ほど言ったように土地が決まらないとなかなか建てられないということもありますので、早急にですね、ゾーンを指定して23年度中にですね、この下準備をしてですね、2、3年後にはやはりこれが現実の事業として形として出るくらいのスピードを持って実施してほしいと思います。そういう点では町長は明確にですね、いつぐらいまでやるという形を7月末の復興基本計画できた時にですね、期日あたりまで明確に、あくまで町長の気持ちでいいと

と思いますが、そこら辺を明確にしていかないと、やはりいつ出来るということもありますので、こういう目標を、例えば3、4年にはこのくらいまでやりたいという、出来るか出来ないかは、県のいろいろな事情がありますが、そこら辺までの期限を徹底しないとなかなか町民も希望が持てないかなと思いますので、この期日設定について町長の考え方についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。もろもろのですね、この行政展開をしていく時に特にこういう大きな被災を受けた中ではですね、おっしゃるようにアナウンス効果と言いますか、町としてあるいは町の行政を預かる方としては、リーダーシップが大変問われるところがございますので、ご指摘のような形での展開を用いていきたいというように思うわけですが、ただ敢えて言わせていただければ、本当にもろもろの事務事業推進していく中で、内外いまま皆さん、期間は別にしろ、町の職員限りある167名体制に加えて、60名以上のマンパワーをご支援いただいております。そういう中で大変この時間そのものはですね、貴重な状況になってきているわけですので、この点についてはぜひ議会の皆さんにもですね、今一度再認識をしていただく中で、お互いに効果的な時間の使い方を、考えながら計画の取りまとめ、そして具体の事務事業展開というものに繋がりがもらえるよう、工夫していく必要があるんだと思います。その点1つお願いあるんですが、今回で明確な時期の設定というそこまでの、はっきり言って検討できない状況におかれております。

ただし、19日には1回目の有識者会議、町民復興会議ですか、それからアンケート調査、あるいはこの避難指示区域の見直し、あるいは建築基準法のいろいろ適用による建築制限等々ですね、対処しなくてはいけない事業が目白押ししであります。ですからこれがスムーズに出来るような体制を組まなくてはいけない。時間を確保しなくてはいけないという状況でございますので、そういう中で精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。

14番（齋藤慶治君）はい。いろいろな状況全部やらなくてはいけないのが行政であり、トップの責任なんで、ご苦勞は分りますが、やはり私らも3、4年後にですね地元の家を建てて早く戻りたいんですよ。そのために町がしないとすれば、めいめい土地を求めるという段取りになるのですが、私はこういう集団、国の方ですね、なるべく前回のコミュニティを維持するような集団移転というような手法ですね、早く山元の地にですね戻ってまたこちらで暮らしたいというのが多くの人々の希望だと思いますので、町長もですね、私は今言いませんが、7月末の基本計画の時にはどの位でどの位のという気持ちを言ってもらわないとですね、いつなんだやということでは、皆さん帰ってこなくなる人が多くなると思うので。まだ時間あると思います。いろいろな事業の中でぜひ期日設定、目標というのをそれに向かって進むようぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続いて第2点のFMりんごラジオの継続についてですね、先ほど町長の関係でなかったんですが、災害で、多分私4か月という前ちょっとお話を聞いていたんですが、実際は何か月国の財政的な支援の中でFMを実施できるのか、わかる人というか、そこら辺どうなのかお願いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的には最大4か月ということでございます。具体の期日について

は調整中でございます。

14番（齋藤慶治君）はい。このFM局については何年も前から地域でぜひ実現したいという動きがあって、いろいろな運営の中で難しい面もあって実現しなかったというのが山元町のFM局の創設の歴史があります。ただ今回こういう形で初めて放送され町民から高い評価を頂いているし、できれば続けてほしいんですが。特に仮設関係が解消するまで仮設住宅あるのは異常というか町にとっては、まだまだ本来の姿でないと思うのです。そういう点では将来に向けては先ほど町長が言った公設民営という姿が本来の姿だと思うのですが、地域で支える力がなければ難しい面もあるし、そういう点では仮設関係が現実にあるうちはこのFM関係のもっている放送の威力というか、そういうのをもっともっと生かして、新しい情報の発信にすべきだと思うし、先ほど町長も言った遠隔操作的な、そして災害云々というような形もあるような話も聞いておりますし、ぜひですねその復旧、特に仮設が解消する2、3年の間にはぜひこの放送を継続してほしいと思います。その点先ほど町長から前向きな検討あったんですが、最後に回答というかお聞きします。

町長（齋藤俊夫君）はい。この臨時災害放送局についてはですね、電波監理局の方ではですね最大3年間というようなそういう設定をしておるところでございますので、今後継続してこれらを運用できよう形での支援を検討してまいりたいと思います。例えばとして申し上げれば、緊急雇用で臨時職員の配置というようなことも考えられますし、過般南三陸町の方では緊急雇用を活用した業務委託というような形でですね、対応しているような事例もありますので、いろいろ参考にしながらですね、どういう支援が実際的なのか現実的なのか、それを検討してまいりたいというように考えます。

14番（齋藤慶治君）はい。これで質問終わりますが、住民の意向調査からスタートとする移転関係ですね、もうそれが私下準備だと思いますので、それと同時にですねちょこちょここと良い土地があったらとかそういう形を、下準備ですね、事業するのは県にいろいろ作ってもらって県に出して国の印鑑を貰わなければいけないですが、その下準備をですねやはり夏以降入るような形にですね、スピード感をもって進めてほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（佐藤晋也君）14番齋藤慶治君の質問を終わります。

議長（佐藤晋也君）お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）本日は、これで延会することに決定しました

本日はこれで延会します。

次の会議は、6月15日午前10時開議であります。

午後 5時45分 延 会